

松阪市子ども発達総合支援センター

経 営 計 画 書

【第 2 期】



令和 3年 3月

松 阪 市

(健康福祉部こども局)

はじめに

松阪市では、これからの松阪市をどんなまちにしていくのかを思い描き、どのようなまちづくりをしていくかをまとめた「松阪市総合計画」を策定しております。その計画を具体的実現するための取組として政策の一つに「輝く子どもたち」があり、この政策のなかで心身の発達に心配がある又は障がいのある児童及びその家族へ児童発達支援の拠点としての専門的な役割を掲げています。

松阪市子ども発達総合支援センター”そだちの丘”は、平成28年10月に松阪市における唯一の公立の障がい児支援専門施設として開設しました。障がいのある子どもの最善の利益を考慮し、児童発達支援等福祉サービスを提供することはもちろん児童の家族への支援、就園・就学への支援に努めてまいりました。

この度、第1期松阪市障がい児福祉計画に基づき、令和3年4月からそだちの丘は心身の発達に心配がある又は障がいのある児童に対する重層的な地域支援体制をめざす「児童発達支援センター」へ機能拡充いたします。引き続き通所児童への療育やその家族に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かして地域の中核的な支援施設として障がい児やその家族の相談支援、障がい児を預かる施設への援助・助言などを行ってまいります。

そだちの丘では、通所児童の保護者、地域住民、民生委員児童委員及び学識経験者などによる経営評価委員会を設置しており、本施設の基本理念である途切れのない支援を受けながら地域での安心した暮らしを実現するため、第2期となる経営計画書を策定していただきました。更なる安定した事業継続及び良質かつ適切な療育・訓練サービスの提供をめざしてまいります。

最後に、経営計画書の策定にあたり、多くの議論と助言を賜りました経営評価委員会委員の皆さまに厚くお礼を申し上げますとともに、今後もより良いサービス提供へご指導を賜りますようお願い申し上げます。

令和 3年 3月

松阪市長

竹上真人

目 次

本 編

第1章 施設の経過と経営計画の策定

- 1 松阪市子ども発達総合支援センターの開設までの経過 1
- 2 松阪市子ども発達総合支援センターの役割と位置づけ 1
- 3 安定した事業の推進と継続の確保のための経営計画 2

第2章 経営戦略

- 1 経営理念（施設の基本理念） 2
- 2 経営ビジョン 3
- 3 経営方針（施設の運営目的） 4
- 4 経営内容 4
- 5 経営体制（施設の職員体制） 6
- 6 経営推進（施設の事業推進） 7

第3章 経営計画

- 1 経営計画の背景と役割 8
- 2 計画期間と目標 8
- 3 具体的な取り組み 8

第4章 経営にかかる財務

- 1 経営にかかる財務の課題 9
- 2 経営にかかる財務の方針 10
- 3 具体的な取り組み 11

第5章 経営評価

- 1 経営評価の根拠 13
- 2 経営評価の方法 13
- 3 事業収益と経費の評価 16
- 4 事業経費とサービス提供の評価 16

第6章 経営計画の見直し

- 1 経営計画の見直し時期 17
- 2 経営計画の見直し方法と内容 17

評価シート及び評価基準編

1 評価シート及びアンケート

- (1) 経営評価シート 18
- (2) 経営評価シート【財務関係事業別経費調書】 28
- (3) 経営評価シート【財務関係経費投入効率調書】 32
- (4) (保護者等向け) 児童発達支援評価表 39
- (5) (事業所職員向け) 児童発達支援自己評価表 41
- (6) 保護者等からの事業所評価の集計結果(公表) 45

（７）事業所における自己評価結果（公表）	・・・・・・・・	47
（８）（保護者等向け）放課後等デイサービス評価表	・・・・・・・・	51
（９）（事業者向け）放課後等デイサービス自己評価表	・・・・・・・・	53
（１０）保育所等訪問支援事業利用者アンケート	・・・・・・・・	56
（１１）障害児相談支援事業利用者アンケート	・・・・・・・・	59
（１２）サービス提供自己評価シート〔保育所等訪問支援事業〕	・・・・・・・・	62
（１３）サービス提供自己評価シート〔障害児相談支援事業〕	・・・・・・・・	63
（１４）サービス提供自己評価シート〔発達に関する相談支援事業関係〕	・・・・・・・・	64
2 評価基準		
（１）経営評価基準	・・・・・・・・	69
（２）経営評価基準【財務関係】	・・・・・・・・	92
資料編		
1 経営評価委員会規則	・・・・・・・・	資料編 1
2 関係法令	・・・・・・・・	資料編 3

經 營 計 画 書

本 編

第 1 章 施設の経過と経営計画の策定

1 松阪市子ども発達総合支援センターの開設までの経過

松阪市における障がい児療育事業は、昭和 42 年 10 月に松阪市民病院内に松阪市療育センターを開設し、肢体不自由児を対象に、当時の整形外科医師、機能訓練士などをスタッフとして配置して、関係者のボランティア活動による運営をしてきました。

昭和 54 年 4 月に、現松阪市福祉会館が開設したことを契機に、同会館の 1 階に移転し、保育士を配置して、引き続き肢体不自由児を対象に療育事業を継続してきました。

平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行し、松阪市療育センターを同法に規定する児童デイサービス事業所として位置づけ、引き続き、療育事業を実施してきました。

通所利用する障がい児は、当初は肢体不自由児が主でしたが、心身の発達に心配がある又は障がいのある児童として、発達障がいがある児童も通所対象とすることになり、年々、通所利用する児童数が増加してきました。

平成 24 年 4 月に障害者自立支援法、児童福祉法等の法改正が行われ、同センターを児童福祉法に規定する児童発達支援事業所に指定し、引き続き療育事業を推進してきました。

しかし、松阪市福祉会館も開設して以来、30 年以上を経過し、施設の老朽化が激しく、また、通所利用児童数の増加により、より専門性のある療育訓練が求められ、かつ、施設が手狭になってきたことから、平成 22 年度に松阪市障害者地域自立支援協議会から「療育拠点による連携サポートシステムの構築に向けて(提言)～途切れない支援のために～」の提言があったことを契機に、平成 25 年度から療育施設整備事業が開始されました。

平成 28 年 10 月に、松阪市子ども発達総合支援センターを開設し、児童福祉法に定める障害児通所支援事業(児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業)の実施、松阪市自主事業として、保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校等訪問支援巡回相談事業や特別支援教育体制支援事業等を実施しているところです。

令和 3 年 4 月からは、障がい児に対する重層的な地域支援体制をめざすため、児童発達支援センターとしての機能を拡充します。

2 松阪市子ども発達総合支援センターの役割と位置づけ

松阪市子ども発達総合支援センターは、児童福祉法第 6 条の 2 の 2 に定義する「児童発達支援事業」、「放課後等デイサービス事業」、「保育所等訪問支援事業」及び「障害児相談支援事業」を行う施設であり、社会福祉法第 2 条第 3 項に定める「第 2 種社会福祉事業」に実施する事業所として位置づけることができます。

また、国の障がい児支援の基本指針である「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等

の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づく「第1期松阪市障がい児福祉計画」において設置目標とされている児童発達支援センターへ移行します。

児童発達支援センターは、児童福祉法第7条で児童福祉施設と定義されており、通所利用障がい児への療育及びその保護者に対する支援を行うとともに、その有する専門機能を活かし、地域の障がい児やその家族の相談支援、障がい児を預かる施設への援助助言を行う地域の中核的な支援施設として位置づけていくことになります。

この施設の役割として、心身の発達に心配がある又は障がいのある児童を対象とし、日常生活における基本的動作、集団生活への適応などの療育や訓練を専門的に提供する役割を担い、かつ、松阪市における児童発達支援の拠点としての役割があります。

3 安定した事業の推進と継続の維持のための経営計画

松阪市子ども発達総合支援センターは、公立施設として唯一の心身の発達を専門的に支援する施設であることから、安心安全の環境のもと、安定的に必要なサービスの提供ができ、途切れない支援体制の構築と安定した体制の継続維持を図り、将来のある児童が安心した暮らしが実現するために、経営計画を策定します。

第2章 経営戦略

松阪市子ども発達総合支援センターは、平成25年度に策定された「松阪市障がい児療育施設整備事業に関する基本計画」をもとに施設整備され、事業運営は「松阪市子ども発達総合支援センター事業運営基本指針(平成28年松阪市告示第269号)」によって推進していきますが、事業の安定と継続維持をはかるために、施設の経営理念、経営ビジョン及び経営方針などを次のとおり推進します。

1 経営理念 (施設の基本理念)

心身の発達に心配がある又は障がいのある児童は、地域を構成する者であり、地域の保育所、幼稚園、認定こども園、学校、家庭などで健やかに成長・発達するとともに、生き生きと暮らすための「途切れない支援」が必要となっています。

このことから、本センターの経営理念は次のとおりとします。

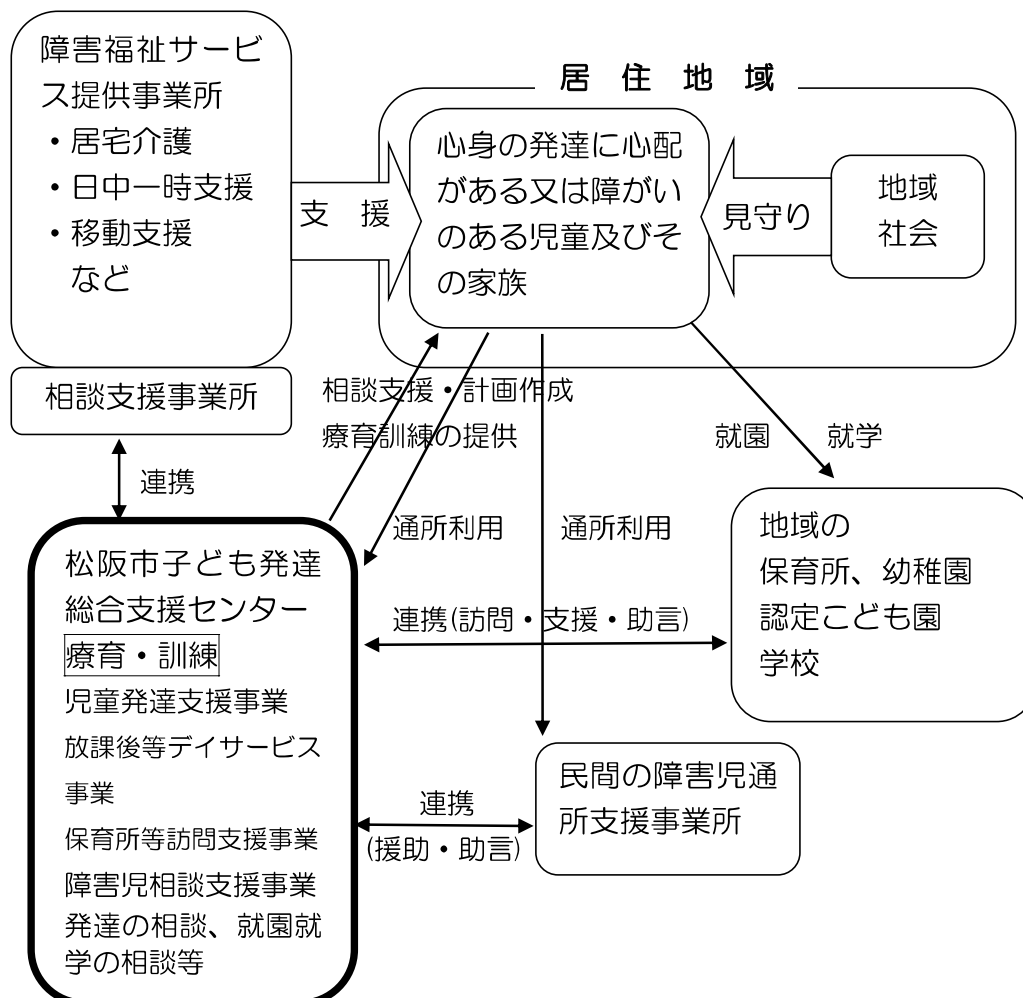
心身の発達に心配がある又は障がいのある児童が、地域で途切れない支援を受けながら安心した暮らしを実現するための支援をめざします。

2 経営ビジョン

近年の心身の発達に心配がある児童数は、右肩上がりの増加が見られ、子育てや就園就学に思い悩む親が増えています。

このような状況のなか、松阪市子ども発達総合支援センターのあるべき姿は、心身の発達に心配がある又は障がいのある児童及びその家族が、地域で支援を受けながら、安心して地域を構成する者として自立した生活をおくり、当たり前で就園・就学ができ、当該の保育所、幼稚園、認定こども園及び学校での生活をおくることができるために、心身の発達の程度に合わせた療育・訓練を提供します。

また、当該児童の家族が安心して子育てができるように、保健、医療、福祉、教育等の専門職による連携協働支援体制を築き、途切れない支援を行ないます。



3 経営方針（施設の運営目的）

経営ビジョンで示した子ども発達総合支援センターのあるべき姿は、「専門職による連携協働体制を築き、心身の発達の程度に合わせた療育・訓練を当該児童に提供でき、かつ、集団生活への適応等を支援し、当該児童の家族が安心して子育てができるように、途切れずに支援する」ことです。それを実現するため次のように経営方針を立てます。

【経営方針】

支援を必要とする児童の心身の発達の程度に関わらず、必要に応じて支援計画を作成し、

- (1) 就学前の児童は就園又は就学ができるように、日常生活における基本的動作の体得、社会適応などのための療育・訓練
- (2) 就学期の児童には、生活能力や社会適応の向上のための訓練
- (3) 就園就学においての発達に関する相談支援
- (4) 就園・就学後の者には、地域で生活するため保育所等への訪問支援や他の事業所への支援・助言を通じて、当該児童及び家族等に必要とする相談支援を提供していきます。

4 経営内容

経営ビジョンを実現するため具体的な事業を次のとおり推進していきます。

(1) 児童福祉法に定める事業

① 児童発達支援事業

「多職種で運営する集団療育」を基本としつつ、多様な利用機会を考慮し、未就園児への昼食・午睡を含めた毎日通所の場を提供する。

ア 対象者 就学前の心身の発達に心配がある又は障がいのある児童

- イ 主な内容
- ・基本的日常生活動作訓練(機能訓練も含む)
 - ・集団生活適応訓練
 - ・療育が必要とする対象児童の家族の介助負担軽減
 - ・その他必要とする訓練の機会や情報の提供

② 放課後等デイサービス事業

訓練内容や子どもの状態に応じて、複数での訓練を実施する。

ア 対象者 就学期の心身の発達に心配がある又は障がいのある児童・生徒

- イ 主な内容
- ・生活能力向上に必要とする訓練
 - ・社会との交流の促進
 - ・対象児童の家族の介助負担軽減のための介助技術の提供
 - ・その他必要とする訓練の機会や情報の提供

③ 保育所等訪問支援事業

保育所、幼稚園、認定こども園、学校等の集団生活の場への訓練士等の訪問支援を実施する。

ア 対象者 心身の発達に心配がある又は障がいのある児童

イ 主な内容 ・通園する保育所等での専門職の訪問支援
・訪問先職員への助言、指導

④ 障害児相談支援事業

障がい児等の相談に応じ、助言、連絡調整等必要な支援を行うほか、サービス利用計画の作成後も継続的に関わる。

ア 対象者 心身の発達に心配がある又は障がいのある児童

イ 主な内容 ・障害児通所支援を利用するための障害児支援利用計画の作成
・利用状況のモニタリング及び相談支援

●定員について

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経営計画	第2期		
児童発達支援	40人	40人	40人
放課後等デイ	15人	15人	15人

※各年度の定員数は、松阪市子ども発達総合支援センター条例施行規則(平成28年松阪市規則第56号)附則3の規定によるものです。

(2) 松阪市自主事業

① 保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校等訪問支援巡回相談事業

心身の発達に心配がある又は障がいがある児童が、安心して地域の保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校等に通園又は通学できるようにするために、当施設職員、巡回相談員が、地域の当該保育所等及び小中学校へ出向いて、集団生活に適應するための専門的な技術支援あるいは情報提供などを行います。

また、必要に応じて、高校及び放課後児童クラブも対応していきます。

② 児童発達支援人材育成事業

本センターが松阪市における唯一の心身の発達を専門的に支援する施設であることから、子育て支援又は特別支援教育に関わる事業に従事する職員等の発達支援の技術的向上と人材育成を行います。

③ 児童発達相談支援事業

本センターが松阪市における唯一の心身の発達を専門的に支援する施設であることから、保健、福祉、教育及び医療の各分野並びに関係機関との連携のもと、当該児童、保護者などの家族、保育・教育関係者に対し心身の発達に心配がある又は障がい

がある児童にかかわる子育て、訓練、就園又は就学などについて、専門的な知識・技術を必要とする相談支援を行います。

④ 特別支援教育体制支援事業

就学前から卒業するまでの学校教育段階において、心身の発達に心配がある又は障がいのある児童・生徒の自立と社会参加の実現に向けて、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、その可能性を最大限に伸ばすことを目指した指導と支援の充実を図るために、「個別の教育支援計画」策定と活用の指導と支援、「パーソナルファイル」及び「サポートブック」の活用と促進、松阪市教育支援委員会に対する支援を行います。

⑤ 児童発達地域支援事業

松阪市内において、本センターから遠方の地域で、当該地域内に児童発達支援事業所あるいは放課後等デイサービス事業所がなく、本センターを利用しにくい児童のために、必要に応じ、当該地域内において児童発達支援地域デイサービス事業を実施します。

また、学校の長期休業期間中に就学期の障がい児の日中活動の場を確保するために、地域のボランティア、地域関係者などの協力を得ながら市内の公共施設を利用して児童発達支援地域スクール事業を実施します。

5 経営体制（施設の職員体制）

安定した事業展開をするために、専門的人材を配置し、積極的な支援体制を構築して、経営ビジョンの達成を図ります。

（１）組織（令和３年４月１日現在）

健康福祉部 ― こども局

― こども支援課
― こども未来課

― 子ども発達総合支援センター

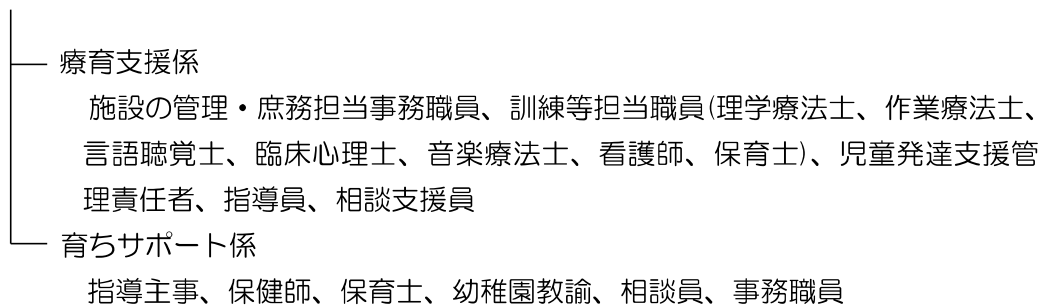
所長（管理者） ― 副所長 ― 療育支援係

― 育ちサポート係

（２）職員配置（令和３年４月１日現在）

所長（管理者）

― 副所長



(3) 業務内容

- ① 所長（管理者）
施設業務推進統括、法定事業管理者（省令基準※1）第7条）
 - ② 副所長
所長の補佐、療育業務及び相談支援業務の管理運営
 - ③ 療育支援係
法定事業を推進する。
自主事業を育ちサポート係と連携・協働して推進する。
施設の管理・庶務を担う。
 - ④ 育ちサポート係
心身の発達に心配がある又は障がいがある児童及びその家族、保育・教育関係者等の相談支援業務を推進する。
自主事業を療育支援係と連携・協働して推進する。
- ※1 省令基準・・・児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省告示第15号）

(4) 主な会議等

- ① 施設経営に関する会議
本センター全体の事業推進に関する協議
- ② サービス提供等に関する検討会議
本センターを利用する児童に対する支援プログラムの検討
- ③ 支援に関する連携会議
地域内の障害児通所支援事業所、専門機関などによる連携支援協議

6 経営推進（施設の事業推進）

経営ビジョンの達成に向けての経営体制（職員体制）を構築するとともに、心身の発達に心配がある又は障がいがある児童の子育てを支援するプログラムの構築と適正かつ高品質なサービス提供が、途切れない支援の継続性を担保されていきます。

その支援の「継続」を、より着実に実現するために、それぞれの事業に関する基本指針（ガ

イドライン)を定め、提供現場での方向性を示し、事業の安定な推進を確保するときに事業検証による改善と改良を積極的に進めていきます。

第3章 経営計画

1 経営計画の背景と役割

松阪市子ども発達総合支援センターの施設整備事業を開始する時、次のような課題がありました。

【課 題】

心身の発達に心配がある又は障がいのある児童及びその家族が安心して地域で生活するためには、機能訓練、基礎的な生活訓練、社会適応訓練、家族の悩みの軽減若しくは解消への支援、地域での定期的な療育支援の実現などを求められている。

この課題を解決するため、松阪市子ども発達総合支援センターの経営ビジョン(第2章-2参照)を実現するために、第1期計画を継承し、第2期となる経営計画を策定し計画的に事業経営を推進していきます。

2 計画期間と目標

中期経営計画として、計画期間を概ね3年間とし、次のように計画目標を設定します。

区 分	年 度	計画目標
第2期 【目標】 センター経営 とサービス提 供体制の安定 化及び地域支 援の推進	令和3年度	①通所利用児童及びその家族の満足度調査及び結果分析
		②通所利用児童の拡大
	令和4年度	③人材育成事業の充実
	令和5年度	④地域支援事業の推進
		⑤利用者負担金の適正徴収
		⑥利用者コストの減(前年度対比98%)
		※令和5年度に経営計画の見直しを行い、第3期経営計画を策定する。

3 具体的な取り組み

本経営計画の目標を達成するために、松阪市子ども発達総合支援センター事業運営基本指針(平成28年松阪市告示第269号)に提示している事項を具体的に実践していきます。

【第2期】

(1) 令和3年度 ～ 令和5年度

1. 通所利用児童に対するサービス提供の成果の検証及び利用満足度の調査・分析
2. 事業基本指針が提示する事業の運営の安定化と質的向上への研究・実践
3. 経営評価事業の実践
4. 利用児童支援に対する経費の適正執行
5. 第2期の計画期間内の課題整理をおこない、第3期経営計画を作成する。

具体的な取り組み内容

- ① 通所利用児童及びその家族等からの満足度調査を行い、施設利用をしている者からの意見を集約・分析を行い、今後のサービス提供のあり方を検証し、経営評価委員会へ報告します。
- ② 事業自己評価事業を実践し、通所利用児童に対し提供するサービスの在り方の課題整理をおこないます。
- ③ ①と②によるサービス提供(支援プログラム)の開発、実践、検証及び改善・改良を実施していきます。
- ④ 専門職員のスキルアップを図るための研修事業を実施します。
- ⑤ 心身の発達に心配がある又は障がいがある児童及びその家族への相談支援体制の安定稼働を図ります。
- ⑥ 通所利用する児童に対する支援に係る経費の検証をおこない、配当予算の適正執行を具現化していきます。
- ⑦ 令和5年度は、第2期中期経営計画の最終年度であることから、前項以外に、第2期の計画期間内での課題と実践の成果及び経営評価を集約し、その内容を反映させた第3期経営計画を作成します。具体的な取り組みは、次のとおりです。
 - ア 第2期経営計画の期間内における経営評価等及び事業運営基本指針に提示する各事業の課題整理と事業見直し案の作成
 - イ 地域支援事業のあり方の検証と事業見直しの実施
 - ウ 第3期の経営計画案の作成

第4章 経営にかかる財務

1 経営にかかる財務の課題

松阪市子ども発達総合支援センターの経営は、不採算事業であるため、必要経費を抑制し、収益を向上させることが、財務上の課題となっています。

経営ビジョンの実現への経営戦略は、この財務上の課題によって、その進捗に影響が及ぶことを認識しなければなりません。

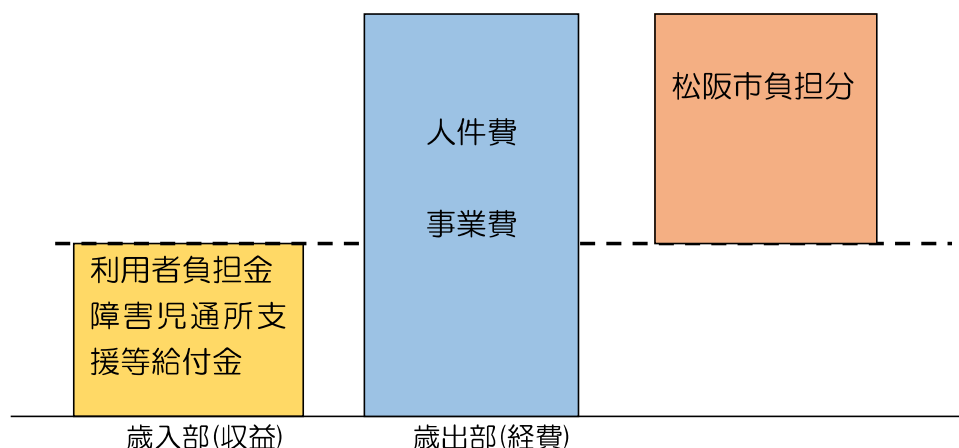
特に、この課題を考慮し、本来必要とする経費を抑制し、かつ、必要とする人員を一部削減することは、経営ビジョンの実現の不能及び経営方針が示すサービスの質が下がることにつながります。

このことは、本センターのサービスが必要とする児童への支援の継続が担保できないこととなり、必要とする支援が提供できないことによる利用児童の減少、利用の敬遠につながり、本センターが持つ経営方針（目的）が達せず、最終的に安定した経営の構築が不能となるおそれがあります。この点を十二分に認識して、経営戦略を推進しなければなりません。

2 経営にかかる財務の方針

松阪市子ども発達総合支援センターの経営にかかわる収益は、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定する基準の障害児通所給付費等単位数表から算出した報酬及び児童福祉法による利用者負担金です。

また、必要経費は、経営ビジョンの実現のために必要とする人件費及び事業費となり、その経費の総額は先述の収益の額以上に必要となっています。



財務経営として、その経費から収益を控除した部分が一般財源負担となることから、その一般財源負担の抑制を図りながら、必要とするサービス提供を支える戦略を実施しなければなりません。そのことから、財務経営の方針は次のとおりとします。

○財務経営の方針

- (1) 法定事業の通所利用児童の増加をはかる。
- (2) 自主事業などの法定事業以外の取り組みから、法定事業の支援が必要とするときは、積極的につなぐようにする。
- (3) 本センターの維持管理業務の見直しを行い、外部委託を積極的に推進する。
- (4) 外部委託は可能な限り競争性を組み入れていく。
- (5) 事業運営基本指針に定める事業と職員配置のあり方を検証し、経営ビジョンに支障がない限り人件費の抑制をはかる。ただし、過度な財務負担の抑制は、経営ビジョンの達成は実現できないことを十分に認識しなければならない。

3 具体的な取り組み

(1) 財務上の目標

持続できるサービス提供のための財務上の目標は、「低コストによる高品質サービスの提供」とします。

毎年度の経営経費の算出をおこない、前項の「財務経営の方針」に従い、経費の最少化への努力をするものとします。

(2) 安定した経営のための収益確保

ア 通所利用児童数と定員数

通所利用児童数によって収益額が変動することを踏まえ、常に利用児童数が定員数と等しくし、収益の確保をはかるものとします。ただし、必要に応じては、省令(※2)許容範囲内にて超過をすることはやむを得ないものとします。

ただし、定員超過をするときは、提供上、当該児童の安全確保を優先しなければなりません。また、定員超過が恒常的となる場合あるいは年間通じて定員超過をする日が相当日数見込まれる場合は、直ちに、定員の変更の手続きを行います。

【目標】

定員数

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経営計画	第2期		
児童発達支援	40人	40人	40人
放課後等デイ	15人	15人	15人

- 各年度の定員数は、松阪市子ども発達総合支援センター条例施行規則(平成28年松阪市規則第56号)附則3の規定によるものです。

【定員超過と減収】

定員超過については、省令(※2)許容範囲を超える場合は、省令(※2)報酬単価が100分の70に減額することになり、結果として減収となります。

※2 省令・・・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号)

イ 利用者負担金の徴収

児童福祉法によって通所受給者証をもつ児童が松阪市子ども発達総合支援センターを利用するときは、利用者負担金が必要となり、負担金の徴収は本センターが実施することになります。

利用者負担金の徴収は、滞納が発生しないように努めるものとします。

また、先述以外に、必要とする経費の一部を利用者に負担させるときは、利用児童の保護者等の同意のもとに徴収するものとします。(松阪市子ども発達総合支援センター条例施行規則(平成28年松阪市規則第56号)に規定しています。)

(3) 低コストへの取り組みの強化

松阪市子ども発達総合支援センターの経営においては、毎年度において確実に必要経費を見直して、経費削減を図らなければなりません。

具体的には、本センター内で可能な限りIT化を推進していき、経費を最少限に抑制していきます。また、施設の維持管理業務など全ての業務のうち、出来る限り外部委託とし、一般競争入札等による経費節減をはかるものです。

(4) サービス提供上の留意点

経営ビジョン(第2章経営戦略-2)の達成のために、求められるニーズ、苦情解決した事案及び利用者満足度調査等の結果を研究し、職員の支援体制の見直し等を検討し実践しなければならない。

しかし、通所利用児童の安全確保、自主事業によるサービス提供の確保が低減する見込みがある場合、職員の増員又は利用児童の制限という対策を講じなければなりません。利用児童の制限は、松阪市子ども発達総合支援センターが有する使命が果たせないというおそれが高いことから、より慎重に判断しなければなりません。

(5) その他

ア 木質劣化防止対策

松阪市子ども発達総合支援センターは、木造建築であることから、施設性能を維持しつつ長く利用するためには、木質外壁等の劣化や腐食を未然に防ぐ対策が必要です。必要な予防保全対策を行うことで、大規模な修繕に至ることなく施設の長寿化が図れます。

細部の破損等の対応は、できる限り早期に補修等を行うことで、修理箇所の拡大を抑え修理経費の増額にならないように努力しなければなりません。そのために、日々の職

員による点検を強化しなければなりません。

なお、木質劣化防止対策の実施に当たっては、施設の劣化の進行状況を踏まえ、関係課との連携を図り、実施方法を工夫するなど軽費の縮減に努めることが大切であります。が、対策に係る経費については、通年の事業費と別途にて行うべきと考えます。

第5章 経営評価

1 経営評価の根拠

松阪市子ども発達総合支援センター経営評価は、本センターの事業経営が継続的に安定していくとともに、心身の発達に心配のある又は障がいがある児童に、良質かつ適切な療育や訓練のサービスの提供を図るために、次のような法令根拠等から行います。

（１）社会福祉法による評価

松阪市子ども発達総合支援センターは、社会福祉法第 2 条第 3 項に定める第2種社会福祉事業である障害児通所支援事業として児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業を実施していますので、社会福祉法第 78 条第 1 項の規定により「サービス提供の評価」をしなければならないことになっています。

（２）松阪市障がい児療育施設整備事業に関する基本計画による第三者の評価委員会の設置

平成 25 年度に作成された「松阪市障がい児療育施設整備事業に関する基本計画」の「10 その他事項」に、「新療育施設に第三者評価委員会を設置し、開設後に実施する各種事業の適正実施、事業効果などの評価をおこなうものとする。」と示されています。

2 経営評価の方法

松阪市子ども発達総合支援センターの経営評価は、松阪市子ども発達総合支援センター条例（平成 28 年松阪市条例第 3 号）第 2 条に規定する事業を継続的に安定した推進とサービスの良質かつ適切な提供を図るために、通所利用児童の保護者、地域住民、民生委員児童委員及び学識経験者などの外部者による「経営評価委員会」を設置し、松阪市子ども発達総合支援センター経営計画を策定し、関係法令及び策定した経営計画をもとに、経営全体の評価を行い課題整理と助言を行います。

（１）経営評価委員会

経営評価委員会は、第 2 章の経営戦略の「2 経営ビジョン」の達成状況を、各年度における松阪市子ども発達総合支援センターが実施した各種事業の実績、基本指針及び評価基

準等による経営評価、利用者満足度調査アンケート及び同センター職員によるサービス提供にかかる自己評価をもとに把握し、事業経営全体の評価を行い、課題整理と助言をします。

(2) サービス評価検討会の設置

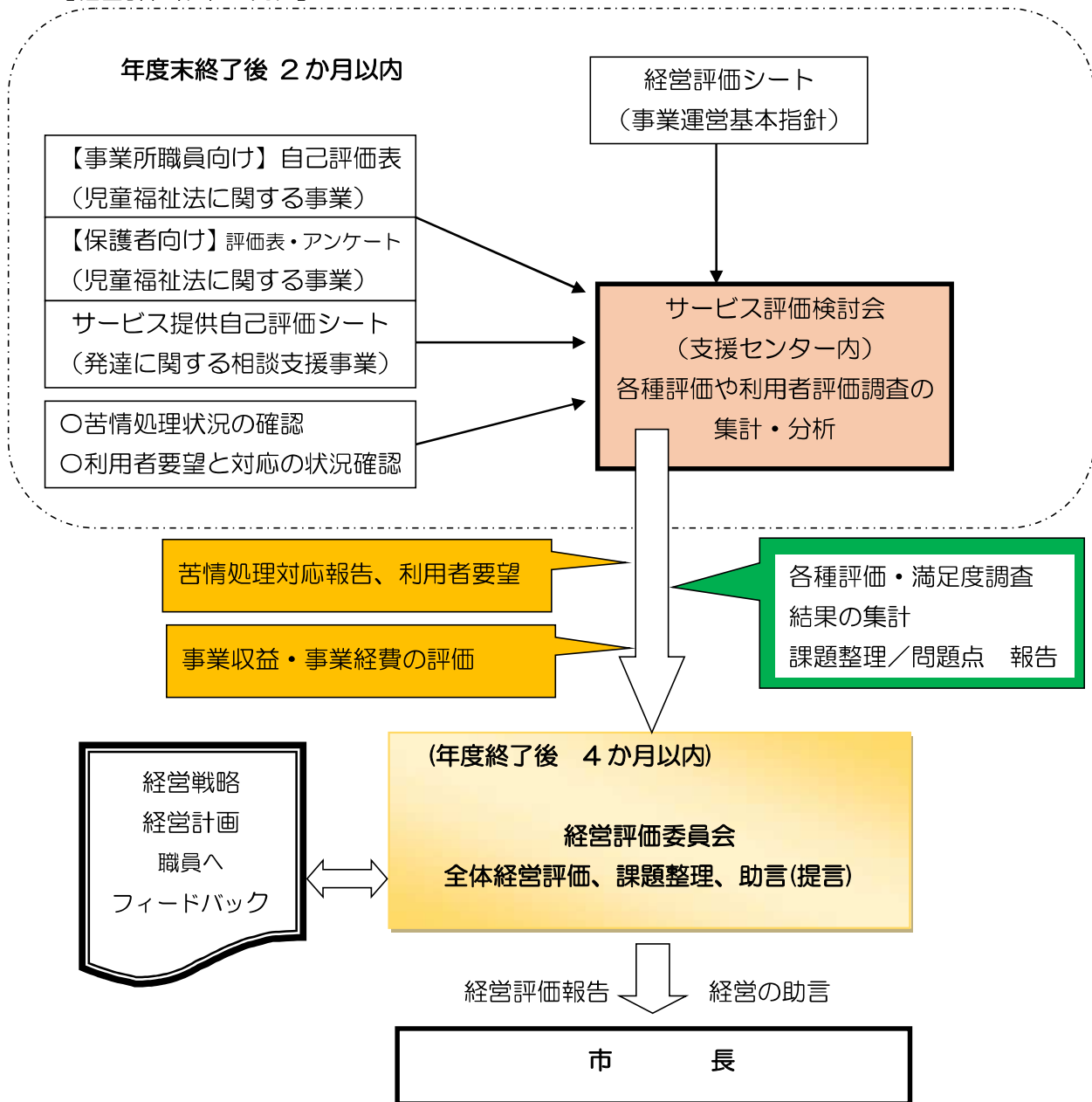
松阪市子ども発達総合支援センター事業運営基本指針(平成 28 年告示第 269 号)や厚生労働省通知の「障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施について」等による経営評価、全職員による実施事業の自己評価及び利用者の満足度調査アンケートの集計と分析を行うために、本センター職員による「サービス評価検討会」を設置します。

同検討会で各評価及び調査アンケートを分析し、その結果を、経営評価委員会へ報告します。

(3) 利用者評価調査アンケートの実施

松阪市子ども発達総合支援センターが提供する児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業を利用している児童の保護者から事業評価調査アンケートを実施します。

【経営評価作業の流れ】



3 事業収益と経費の評価

第2章経営戦略の「2 経営ビジョン」を達成するために、各種事業の積極的な推進を支える事業予算を安定的に確保することが必要です。

経営評価の視点からは、事業の安定と継続を確保するために、「第4章 経営にかかる財務」の「2 経営にかかる財務の方針」によって、事業収益の確保と経費の節減を日常的に意識していくことであり、財務上の目標である「低コストによる高品質サービスの提供」を実現することが求められています。

このことから、事業収益と経費に関する評価方法は次のとおりとします。

(1) 事業収益の評価

児童福祉法に規定する事業を実施することから、省令(※2)の規定による報酬単価を基に算定される障害児通所支援給付費及び児童福祉法に規定する算出方法によって算出した利用者負担金が事業収益となります。

「第4章 経営にかかる財務」にて松阪市子ども発達総合支援センターは不採算事業であることを示しています。このことを踏まえて、評価対象年度の収益額とその前年度の収益額との比較による伸び率によって、事業の評価を行います。

※2 省令・・・児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示第122号)

(2) 事業経費の評価

松阪市子ども発達総合支援センターの事業経費は、児童福祉法に定める事業経費、発達に関する相談支援経費及び施設管理運営費の3経費に分けることができます。

各経費毎に算出し、各経費別に予算執行率を割り出し、財務上の目標の視点からの事業経費評価を行います。

4 事業経費とサービス提供の評価

松阪市子ども発達総合支援センターがめざす「低コストによる高品質のサービスの提供」の実現には、支援プログラムの質の向上とともに運営に係る経費の抑制の両立が求められます。

令和3年度からは、児童発達支援センターの機能を有し、新たな事業もスタートをする中で、経営に係る定量的、定性的に構築された評価に基づき、俯瞰的な視点かつ優先順位付けの視点も持ちつつ、当センターの経営を適正に評価します。

第6章 経営計画の見直し

1 経営計画の見直し時期

この経営計画書では、松阪市子ども発達総合支援センターの事業経営の長期的計画目標を「第2章 経営戦略」の「2 経営ビジョン」にて示し、その実現のために、中期計画として「第3章 経営計画」を示しています。

その中期計画の計画期間は、同章の「2 計画期間と目標」により、令和3年度から令和5年度までの3年間の第2期計画期間としています。

このことから、第2期計画の見直し(第3期計画の策定)は令和5年度に行うものとします。

2 経営計画の見直し方法と内容

松阪市子ども発達総合支援センター経営計画の見直しは、「第5章 経営評価」において提示した「松阪市子ども発達総合支援センター経営評価委員会」にて「第3章 経営計画」の「3 具体的な取り組み」の⑦に示した項目及び計画期間について検討していきます。

また、経営計画の見直しに合わせて、経営評価基準の見直しを行い、適正な経営評価事業の推進を維持していくようにします。

なお、経営計画等を見直し案などを市長に報告します。

経 営 計 画 書

評価シート及び評価基準編

1. 評価シート及びアンケート

松阪市子ども発達総合支援センター経営評価シート

松阪市子ども発達総合支援センター事業運営基本指針(平成28年告示第269号)にて提示している事項を評価します。各項目において課題等がある場合は、簡潔に記述してください。

【評価ランク表】

ランク	評価基準
S	評価項目について、最後まで取り組み、高い成果を上げた。
A	評価項目について、最後まで取り組み業務を遂行した。
B	評価項目について、計画的に進められPDCAを実践した。
C	評価項目について、やや問題がありPDCAが十分にできなかった。
D	評価項目について、スケジュールの確認など実践の管理ができなかった。
E	非該当又は実施していない。

記入は、「評価ランク」を入れてください。

※PDCA サイクルとは、Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことによって、業務を継続的に改善していく手法のことです。

1 松阪市子ども発達総合支援センターの運営目的

松阪市子ども発達総合支援センターは、心身の発達に心配がある、又は障がいがある児童が、心身の発達の程度にかかわらず、地域で早期からの一貫した支援を受けながら安心した暮らしを実現するため、保健、福祉及び教育の各分野並びに医療その他関係機関との連携のもと途切れない支援を行うことを運営目的とする。			
No	項目	評価	課題等
1	常に意識して支援業務を推進している。		
2	必要に応じて、支援センター内で関係職員による支援検討をしている。		
3	必要に応じて、保健、福祉、教育及び医療の関係機関との連携・協働をしている。		

2 全体事業の実施状況

(1) 衛生管理

支援センター内は常に衛生的に管理をするものとする。特に通所利用児童が直接に触れる場所、設備及び各種器具等の衛生の維持管理は十分に注意をしなければならない。			
No	項目	評価	課題等
4	常に意識して衛生保持を推進している。		

5	必要に応じて、支援センター内で関係職員による衛生維持管理について検討をしている。		
6	衛生管理及び安全確保に関する具体的な取組についての指針を定めて、全職員に周知している。		

(2) 安全確保

通所利用児童が利用する設備及び各種器具が常に安全に使用できる状態であること。

開館日において、支援センターに火災が発生したとき、又は、松阪地域に大雨警報（土砂災害を含む）又は暴風警報が発表、及び地震（震度4以上）が発生したときは、各事業は直ちに休止するものとする。さらに、松阪市沿岸部において、洪水警報又は津波警報が発表されたときは、同地域から通所利用している保護者等に、速やかに帰路の安全性等について関係機関に確認して情報提供するものとする。

No	項 目	評価	課題等
7	常時、利用児童が利用する設備及び器具の安全確認をしている。		
8	屋外での支援プログラムを実施するときは安全に実施することを優先している。		
9	補修が必要とするときは、直ちに使用を中止し、専門業者等に修繕を依頼している。		
10	療育訓練の提供中に支援センターに火災が発生したとき、又は、松阪地域に大雨警報（土砂災害を含む）及び暴風警報が発表されたとき、あるいは地震（震度4以上）が発生したときは、直ちに提供を中止し、帰路の安全を確認してから帰宅を勧めている。		
11	療育訓練の提供中に地震（震度4以上）が発生したときは、直ちに支援センター前駐車場など安全な場所に避難させる。		
12	療育訓練の提供中に松阪市沿岸部において、洪水警報又は津波警報が発表されたときは、同地域から通所利用している保護者等に、速やかに帰路の安全性等について関係機関に確認し情報提供する。		

13	通所利用児童及びその保護者等が安心して安全に利用するため、火災や地震による避難訓練を年1回以上している。		
----	--	--	--

(3) 計画的サービス提供の実施

通所利用児童に対するサービス提供は、個々の対象児童の利用目的を把握し、利用期間の設定、当該児童の特性に合わせた基本的生活習慣の体得・維持・向上などを図るための個別支援計画を策定し、同計画に沿って行うものとし、必要に応じて変更するものとする。			
No	項 目	評価	課題等
14	通所利用児童の保護者から、通所利用の目的、利用期間の設定、児童の特性など必要とする項目の聴き取りを、「パーソナルファイル」や「サポートブック」等を活用し定期的に行い、個別支援計画を策定している。		
15	サービス提供では、個別支援計画に沿って実施している。		
16	療育・訓練の提供による課題を確認し、個別支援計画の内容の見直しを、保護者と協議して実施している。		
17	必要に応じて、心身の発達の検査をおこない、適正な支援を提供できる体制を確保している。		

(4) サービスの質的向上と提供技術の向上

サービス提供を行う職員等において、サービスの質的向上を図るために定期的なミーティング・協議を実施する。			
No	項 目	評価	課題等
18	全職員による情報共有の場を持っている。		
19	サービス提供にかかる課題・問題が発生したときは、関係職員あるいは全職員による協議を行い、提供改善及び再発防止の研修等の取り組みを実施している。		
20	保護者等からの苦情等が発生したときは、その原因の確認と業務等の改善を速やかにしている。		

21	利用者とのコミュニケーションを通じて利用満足度と提供上の課題の把握をしている。		
----	---	--	--

(5) 緊急時の効果的対応の実現

通所利用児童に係る事故、自然災害等による第二次避難場所として、安全安心の確保を図る。			
No	項 目	評価	課題等
22	通所利用児童が常に安全安心に利用できる環境を構築している。		
23	事故が発生したとき、保護者等との連絡を密にし、必要とする対応(救急搬送の要請、主治医との連携など)を迅速にしている。		
24	災害時、必要に応じ福祉避難所として、災害避難物資などの確保に努めている。		

(6) 職員協働体制の構築

経営計画に提示している経営理念をもとに、総合支援センターの目的を果たすために、全職員が連携・協働の体制のもと業務を推進する。			
No	項 目	評価	課題等
25	心身の発達に心配がある、又は障がいのある児童に対する療育・訓練を提供するに当たり、個々の特性にあわせた提供となることから、各専門職域を超えて提供する体制を構築し、効果的に事業を推進している。		

3 事業別実施状況

(1) 児童発達支援事業

就学前の児童において良好な親子関係を構築するとともに就園又は就学ができるよう、基本的な日常生活の体得及び社会適応などのための療育・訓練を提供する。			
No	項 目	評価	課題等
26	通所形態は、基本的に親子通所をしている。ただし、必要に応じて、保護者と協議し、親子分離にて療育を行うことができるようにしている。		

27	療育を実施するに当たり、個々の通所利用児童の障がい特性や課題等にあわせて、集団療育、個別（小集団）療育、各種訓練などのプログラムを組み効率良く実施している。		
28	現に保育所、幼稚園、認定こども園に通園している当該児童については、当該保育園等と連携しながら、必要とするサービス提供をしている。		

（２）放課後等デイサービス事業

就学期の児童において、生活能力や社会適応の向上のための訓練等を提供する。			
No	項 目	評価	課題等
29	通所形態は、原則として自主通所としている。ただし、市内在住児童に限り通所が困難な場合は事前申込及び調整によって、センターが送迎車両を運行している。		
30	サービス提供を実施するに当たり、個々の通所利用児童の特性や課題等にあわせて、集団療育、個別療育、各種訓練などの支援プログラムを効率良く実施している。		

（３）保育所等訪問支援事業

個別の支援計画に基づき、集団生活に適応することができるよう通園する保育所等へ専門職が訪問し、集団生活の場における助言・指導を実施する。			
No	項 目	評価	課題等
31	保育所や学校を訪問し、子どもにとって慣れ親しんだ場所で支援を行うことで保育所等関係機関との相互理解や信頼関係の構築に努める。		
32	訪問結果については、利用児児童の保護者へ報告することとし、その内容については、訪問先の保育所、学校等へも共有する。		

33	本事業は、保護者、保育所等、相談支援事業所、他の通所支援事業所からの依頼により提供されるものとするが、サービス利用料が発生することから相談支援事業所との連携をとり、保護者の了承を確認する。		
----	--	--	--

(4) 障害児相談支援事業

障害児通所支援を利用するための障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとに利用状況のモニタリングを行う等継続的に関わり支援する。

No	項 目	評価	課題等
34	本人又は保護者の意志及び人格を尊重し、常に利用児等の立場に立って行う。		
35	利用児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービスは多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。		
36	利用児に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障がい福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。		

(5) 保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校等訪問支援巡回相談事業

心身の発達に心配がある、又は障がいがある児童が、安心して地域の保育所等に通園できるよう、当センター職員及び巡回相談員が、地域の保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校へ出向いて、集団生活に適応するための専門的な技術支援あるいは情報提供などを行う。

No	項 目	評価	課題等
37	訪問は、原則として市内在住児童の保護者並びに市内の保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校、高等学校及び放課後児童クラブからの派遣要請を受けて訪問している。		
38	訪問支援の対象児童の保護者等に対し、その目的を提示し、保護者等及び訪問先の関係者との連携・協働にて、支援業務を推進している。		

39	訪問時には、訪問支援カード等を作成するものとし、その内容は、相談者氏名・住所・連絡先、当該児童の氏名、当該児童の状況、相談支援の内容などを明記している。		
40	当該児童の状況によって、医療機関及び専門機関との連携・協働をしている。		
41	訪問支援を推進するに当たり、事案によっては、事前に施設内で関係者による検討をしている。必要に応じて、相談支援担当者も同行している。 なお、訪問においては、できる限り少数の職員で対応している。		
42	訪問終了後、当該児童の保護者等及び訪問先の関係者などとの連携結果を、訪問支援カードに記載し、必要に応じて関係者による処遇検討等を行い、今後の対応に資するようにしている。		

（６）児童発達支援人材育成事業

支援センターが松阪市における唯一の公立発達支援専門施設として、子育て支援又は特別支援教育に関わる事業に従事する職員等の発達支援の技術的向上と人材育成を行う。			
No	項 目	評価	課題等
43	子育て支援又は特別支援教育に関わる事業に関係機関が容易に参加できる機会を設定している。		
44	研修事業を実施するに当たり、専門機関・施設からの講師・指導者の招へいを積極的に行い、療育現場等の技術向上を図っている。		
45	支援センター職員による事例研修を実施している。また、参加費用は無料にしている。		
46	感染症の流行状況等を鑑みて、研修開催方法としてオンラインを活用するなど効果的な開催方法も検討している。		

(7) 児童発達相談支援事業

支援センターが松阪市における唯一の公立児童発達支援専門施設として、保健、福祉、教育及び医療の各分野並びに関係機関との連携のもと、当該児童、保護者などの家族及び保育・教育関係者に対し、心身の発達に心配がある、又は障がいがある児童に関わる子育て、訓練、就園就学などについて専門的な知識・技術を必要とする相談支援を行う。

No	項 目	評価	課題等
47	必要に応じて、専門職員（訓練担当職員、臨床心理士、看護師など）、主治医・嘱託医師及び計画相談支援事業者と連携している。		
48	相談者が安心して相談ができるような体制を構築している。（例：外国語通訳、手話通訳など）		
49	相談者が求める情報は、できる限り提供している。ただし、相談者が当該児童及びその家族以外の場合は、個人情報に関わる部分は提供していない。（当該児童及びその家族から事前に提供先の指定による提供同意が得られる場合は除く。）		
50	相談の内容によって、専門機関へ引き継ぐ場合、相談者が安心できるよう専門機関へつなぐようにしている。ただし、「たらい回し」又は「迷い電話」とならないように注意している。		
51	相談支援事業を推進するに当たり、担当職員等による事案の対応を検討する場を定期的に設けている。また、事案によっては必要に応じて臨時に設けている。		
52	相談支援担当職員については、その技術的向上を図るための各種研修・研究の機会を得て積極的に参加している。		

53	就学後の者であって過去に通所利用をしていた者の場合、必要に応じて、当該の者が地域で生活するために支援する事業所又は関係機関との連携・協働をして、本人及びその家族に必要とする情報を当該事業所又は関係機関に、本人及びその家族の同意のもと、情報提供をしている。ただし、当該情報提供は、当該児童が通所利用していた期間内に関わる福祉的支援情報のみとしている。		
----	--	--	--

(8) 特別支援教育体制支援事業

就学前から卒業するまでの学校教育段階において、心身の発達に心配がある、又は障がいのある児童の自立と社会参加の実現に向けて、教育委員会との連携・協働によって、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、その可能性を最大限に伸ばすことを目指した指導と支援の充実を図っている。			
No	項 目	評価	課題等
54	支援を必要とする個々の児童について、乳幼児期から学校卒業までの一貫した長期的な支援計画を、学校(園)が中心となって、福祉、医療などの関係機関と連携し、当該児童の保護者の参画と意見を含めて「個別の教育支援計画」を策定し、その活用を指導し支援している。		
55	心身の発達に心配がある、又は障がいのある児童への支援に係る情報を、就園・就学及び進級の時に、円滑に引き継ぐために情報伝達ツールとして「パーソナルファイル」及び「サポートブック」の活用を促進している。		
56	松阪市教育支援委員会規則（平成 17 年松阪市教育委員会規則第 22 号）に基づき、心身の発達に心配がある、又は障がいのある児童の円滑な就学のため、総合的な観点により就学先を決定する教育支援委員会に対して必要とする情報提供をしている。		

（９）児童発達地域支援事業

1. 地域デイサービス事業

松阪市内において総合支援センターから遠方の地域で、同地域内に児童発達支援事業所あるいは放課後等デイサービス事業所がなく、総合支援センターを利用しにくい児童のために、必要に応じ、当該地域内に地域デイサービス事業を実施する。

No	項 目	評価	課題等
57	事業を実施するにあたり、その安全を確保している。また、当該地区内の保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校及び各地域振興局等と十分に協議して実施している。		

2. 児童発達支援地域スクール事業

長期学校休業期間中に就学期の障がい児の日中活動の場を確保するために、地域のボランティア、地域関係者などの協力を得ながら公共施設を利用して児童発達支援地域スクール事業を実施する。

No	項 目	評価	課題等
58	地域の協力者やボランティアの確保は、総合支援センターと松阪市社会福祉協議会（松阪市ボランティアセンター）の協働によって行うものとし、必要に応じて、メディアの活用を行っている。		
59	実施に当たっては、看護師の配置を行い、医療ケアを必要とする児童への支援体制を確保している。		
60	実施に当たっては、松阪市児童発達支援地域スクール事業に関する規則（平成28年松阪市規則第20号。）によって実施している。		
61	屋外のプログラムを実施する場合は、天候、交通状況等を把握し、より安全の確保を行い、警報発表などの危機管理を十分に行っている。		

年度松阪市子ども発達総合支援センター経営評価シート【財務関係 事業別経費調書】

1. 歳入の部 (単位：円)

予算科目/説明	評価対象年度の 前年度決算額	評価対象年度 予算額	評価対象年度 決算額	伸び率(%)	
13-2-1 民生費負担金 障害児通所支援事業負担金	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
15-2-2 民生費国庫補助金 子ども・子育て支援体制整備総合 推進事業費補助金	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
21-5-1 民生費雑入 障害児通所支援等給付交付金 児童発達地域支援事業収入	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00

2. 歳出の部 3-3-10 子ども発達総合支援センター費

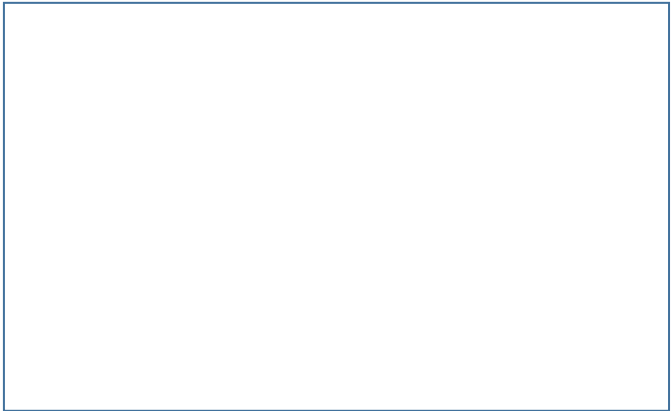
(1) 事業別経費構成比 (単位：円)

事業別経費	評価対象年度の 前年度決算額		評価対象年度 予算額		評価対象年度 決算額	
児童福祉法に定める事業経費 ・児童発達支援事業 ・放課後等デイサービス事業 ・保育所等訪問支援事業 ・障害児相談支援事業	0円	0.00%	0円	0.00%	0円	0.00%
施設管理運営経費	0円	0.00%	0円	0.00%	0円	0.00%
児童発達地域支援事業経費	0円	0.00%	0円	0.00%	0円	0.00%
発達に関する相談支援経費	0円	0.00%	0円	0.00%	0円	0.00%
合 計	0円	0.00%	0円	0.00%	0円	0.00%

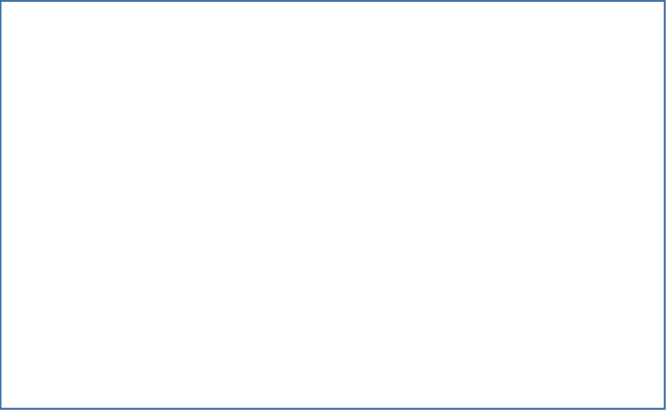
(2) 財源の構成比 (単位：円)

財源区分	評価対象年度の 前年度決算額		評価対象年度 予算額		評価対象年度 決算額	
民生費負担金	0円	0.00%	0円	0.00%	0円	0.00%
民生費国庫負担金	0円	0.00%	0円	0.00%	0円	0.00%
民生費雑入 (障害児通所支援等給付交付金)	0円	0.00%	0円	0.00%	0円	0.00%
民生費雑入 (児童発達地域支援事業収入)	0円	0.00%	0円	0.00%	0円	0.00%
一般財源	0円	0.00%	0円	0.00%	0円	0.00%
合 計	0円	0.00%	0円	0.00%	0円	0.00%

事業別経費の構成比グラフ



A・・・児童福祉法に規定する事業経費
B・・・施設管理運営経費



C・・・児童発達地域支援事業経費
D・・・発達に関する相談支援経費

(3) 事業別経費の伸び率等

①事業経費総額

区 分	評価対象年度の 前年度決算額	評価対象年度 予算額	評価対象年度 決算額	伸び率(%)	
年間総事業経費	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00

②児童福祉法に定める事業（児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、保育所等訪問支援事業、障害児相談支援事業）

区 分		評価対象年度の 前年度決算額	評価対象年度 予算額	評価対象年度 決算額	伸び率(%)	
人件費(1)		0円	0円	0円	前年度対比	0.00
					予算額対比	0.00
		正規職員			前年度対比	0.00
					予算額対比	0.00
		非常勤職員			前年度対比	0.00
					予算額対比	0.00
事業経費(2)					前年度対比	0.00
					予算額対比	0.00
合計(1)+(2)=(7)		0円	0円	0円	前年度対比	0.00
					予算額対比	0.00
財源充当						
	負担金	0円	0円	0円		
	・障害児通所支援 等事業負担金				前年度対比	0.00
					予算額対比	0.00
	雑入	0円	0円	0円		
	・障害児通所支援 等給付交付金				前年度対比	0.00
					予算額対比	0.00
		0円	0円	0円	前年度対比	0.00
					予算額対比	0.00
	一般財源	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
					予算額対比	0.00
	合計	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
					予算額対比	0.00

事業別経費の財源充当割合

区 分		評価対象年度の 前年度決算額	評価対象年度 予算額	評価対象年度 決算額	増減(△)数(%)	
人件費(1)		0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
					予算額対比	0.00
	正規職員	0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
					予算額対比	0.00
	非常勤職員	0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
					予算額対比	0.00
事業経費(2)		0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
					予算額対比	0.00
財源充当						
	負担金 ・障害児通所支援 等事業負担金	0.00%	0.00%	0.00%		
					前年度対比	0.00
	雑入 ・障害児通所支援 等給付交付金	0.00%	0.00%	0.00%		
					前年度対比	0.00
		0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
					予算額対比	0.00
	一般財源	0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
					予算額対比	0.00

③施設管理運営経費

区 分		評価対象年度の 前年度決算額	評価対象年度 予算額	評価対象年度 決算額	伸び率(%)		
人件費(3)		0円	0円	0円	前年度対比	0.00	
					予算額対比	0.00	
		正規職員	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
						予算額対比	0.00
		非常勤職員	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
						予算額対比	0.00
事業経費(4)		0円	0円	0円	前年度対比	0.00	
					予算額対比	0.00	
合計(3)+(4)=(8)		0円	0円	0円	前年度対比	0.00	
					予算額対比	0.00	
財源充当							
負担金 ・障害児通所支援 等事業負担金		0円	0円	0円			
					前年度対比	0.00	
					予算額対比	0.00	
雑入 ・障害児通所支援 等給付交付金		0円	0円	0円			
					前年度対比	0.00	
					予算額対比	0.00	
		0円	0円	0円	前年度対比	0.00	
					予算額対比	0.00	
一般財源		0円	0円	0円	前年度対比	0.00	
					予算額対比	0.00	
合計		0円	0円	0円	前年度対比	0.00	
					予算額対比	0.00	

事業別経費の財源充当割合

区 分	評価対象年度の 前年度決算額	評価対象年度 予算額	評価対象年度 決算額	増減(△)数(%)	
人件費(3)	0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
	0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
	0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
事業経費(4)	0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
財源充当					
負担金 ・障害児通所支援 等事業負担金	0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
	0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
	0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
一般財源	0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00

④児童発達地域支援事業経費

区 分	評価対象年度の 前年度決算額	評価対象年度 予算額	評価対象年度 決算額	伸び率(%)	
人件費(5)	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
事業経費(6)	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
合計(5)+(6)=(9)	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
財源充当					
・児童発達地域支 援事業収入	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
一般財源	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
合計	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00

事業別経費の財源充当割合

区 分	評価対象年度の 前年度決算額	評価対象年度 予算額	評価対象年度 決算額	増減(△)数(%)	
人件費(5)	0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
	0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
	0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
事業経費(6)	0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
財源充当					
・児童発達地域支 援事業収入	0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
一般財源	0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00

⑤発達に関する相談支援経費

区 分	評価対象年度の 前年度決算額	評価対象年度 予算額	評価対象年度 決算額	伸び率(%)	
人件費(10)	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
事業経費(11)	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
合計(10)+(11)=(12)	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
財源充当					
国庫補助金 子ども・子育て支 援体制整備総合推 進事業費補助金	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00
合計	0円	0円	0円	前年度対比	0.00
				予算額対比	0.00

事業別経費の財源充当割合

区 分		評価対象年度の 前年度決算額	評価対象年度 予算額	評価対象年度 決算額	増減(△)数(%)	
人件費(5)		0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
					予算額対比	0.00
	正規職員	0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
					予算額対比	0.00
	非常勤職員	0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
					予算額対比	0.00
事業経費(6)		0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
					予算額対比	0.00
財源充当						
	国庫補助金 子ども・子育て支 援体制整備総合推 進事業費補助金	0.00%	0.00%	0.00%		
					前年度対比	0.00
					予算額対比	0.00
	一般財源	0.00%	0.00%	0.00%	前年度対比	0.00
					予算額対比	0.00

年度 松阪市子ども発達総合支援センター経営評価シート【財務関係 経費投入効率調書】

1. 利用児童状況（児童福祉法に定める事業）

(1) 児童発達支援事業 (単位：人)

月	評価対象年度の 前年度実績		評価対象年度 実績		前年度対比(%)	
	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月						
2月						
3月						
合計	0	0	0	0		

(2) 放課後等デイサービス事業 (単位：人)

月	評価対象年度の 前年度実績		評価対象年度 実績		前年度対比(%)	
	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月						
2月						
3月						
合計	0	0	0	0		

(3) 保育所等訪問支援事業 (単位：人)

月	評価対象年度の 前年度実績		評価対象年度 実績		前年度対比(%)	
	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月						
2月						
3月						
合計	0	0	0	0		

(4) 障害児相談支援事業 (単位：人)

月	評価対象年度の 前年度実績		評価対象年度 実績		前年度対比(%)	
	延人数	実人数	延人数	実人数	延人数	実人数
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月						
2月						
3月						
合計	0	0	0	0		

(5) 1日あたりの平均利用児童数

①児童発達支援事業

月	評価対象年度の 前年度実績			評価対象年度実績		
	延人数	開所日	平均児童数	延人数	開所日	平均児童数
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月						
2月						
3月						
合計	0	0		0	0	

②放課後等デイサービス事業

月	評価対象年度の 前年度実績			評価対象年度実績		
	延人数	開所日	平均児童数	延人数	開所日	平均児童数
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月						
2月						
3月						
合計	0	0		0	0	

③保育所等訪問支援事業

月	評価対象年度の 前年度実績			評価対象年度実績		
	延人数	開所日	平均児童数	延人数	開所日	平均児童数
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月						
2月						
3月						
合計	0	0		0	0	

④障害児相談支援事業

月	評価対象年度の 前年度実績			評価対象年度実績		
	延人数	開所日	平均児童数	延人数	開所日	平均児童数
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月						
2月						
3月						
合計	0	0		0	0	

⑤利用率

評価対象年度の前年度実績		年間最大利用 延児童数	延利用児童数	利用率
年度末現在利用登録児数	0	0	0	0.00%
児童発達支援事業			0	0.00%
放課後等デイサービス事業			0	0.00%
保育所等訪問支援事業			0	0.00%
障害児相談支援事業			0	0.00%

評価対象年度実績		年間最大利用 延児童数	延利用児童数	利用率
年度末現在利用登録児数	0	0	0	0.00%
児童発達支援事業			0	0.00%
放課後等デイサービス事業			0	0.00%
保育所等訪問支援事業			0	0.00%
障害児相談支援事業			0	0.00%

2. 職員配置

職員配置数	評価対象年度 前年度			評価対象年度			増減(△)		
	正規	非常勤	計	正規	非常勤	計	正規	非常勤	計
児童福祉法に定める事業経費			0人			0人	0人	0人	0人
施設管理運営経費			0人			0人	0人	0人	0人
児童発達地域支援事業経費			0人			0人	0人	0人	0人
発達に関する相談支援経費			0人			0人	0人	0人	0人
	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

3. 経費投入効率
(1) 児童福祉法に定める事業経費
ア. 利用延児童数 (単位：人)

	評価対象年度の 前年度実績	評価対象年度実績
児童発達支援事業	0	0
放課後等デイサービス事業	0	0
保育所等訪問支援事業	0	0
障害児相談支援事業	0	0
合計	0	0

イ. 職員配置 (単位：人)

評価対象年度 前年度			評価対象年度		
正規	非常勤	計	正規	非常勤	計
0	0	0	0	0	0

ウ. 1日1人あたりの経費

区 分	評価対象年度の 前年度実績		評価対象年度実績		増加(減少)率 (%)
	経 費	1日1人あたりの経費	経 費	1日1人あたりの経費	
人件費	0円	0円	0円	0円	0.00
正規職員	0円	0円	0円	0円	0.00
非常勤職員	0円	0円	0円	0円	0.00
報償費	0円	0円	0円	0円	0.00
旅費	0円	0円	0円	0円	0.00
需用費	0円	0円	0円	0円	0.00
消耗品費		0円	0円	0円	0.00
光熱水費	0円	0円	0円	0円	0.00
その他の経費	0円	0円	0円	0円	0.00
役務費	0円	0円	0円	0円	0.00
通信運搬費	0円	0円	0円	0円	0.00
その他の経費	0円	0円	0円	0円	0.00
委託料	0円	0円	0円	0円	0.00
施設維持管理委託料	0円	0円	0円	0円	0.00
その他の委託料	0円	0円	0円	0円	0.00
使用料及び賃借料	0円	0円	0円	0円	0.00
借上料	0円	0円	0円	0円	0.00
使用料	0円	0円	0円	0円	0.00
備品購入費	0円	0円	0円	0円	0.00
負担金、補助及び交付金	0円	0円	0円	0円	0.00
合計	0円	0円	0円	0円	0.00

(再掲)

区 分	評価対象年度の 前年度実績		評価対象年度実績		増加(減少)率 (%)
	経 費	1日1人あたりの経費	経 費	1日1人あたりの経費	
人件費	0円	0円	0円	0円	0.00
人件費以外の経費	0円	0円	0円	0円	0.00
合計	0円	0円	0円	0円	0.00

(2) 施設管理運営経費

ア. 利用延児童数

(単位：人)

	評価対象年度の 前年度実績	評価対象年度実績
児童発達支援事業	〇	〇
放課後等デイサービス事業	〇	〇
保育所等訪問支援事業	〇	〇
障害児相談支援事業	〇	〇
合計	〇	〇

イ. 職員配置（単位：人）

評価対象年度 前年度			評価対象年度		
正規	非常勤	計	正規	非常勤	計
〇	〇	〇	〇	〇	〇

ウ. 1日1人あたりの経費

区 分	評価対象年度の 前年度実績		評価対象年度実績		増加(減少)率 (%)
	経 費	1日1人あたりの経費	経 費	1日1人あたりの経費	
人件費	〇円	〇円	〇円	〇円	0.00
正規職員	〇円	〇円	〇円	〇円	0.00
非常勤職員	〇円	〇円	〇円	〇円	0.00
報酬	〇円	〇円	〇円	〇円	0.00
報償費	〇円	〇円	〇円	〇円	0.00
旅費	〇円	〇円	〇円	〇円	0.00
需用費	〇円	〇円	〇円	〇円	0.00
消耗品費	〇円	〇円	〇円	〇円	0.00
光熱水費	〇円	〇円	〇円	〇円	0.00
その他の経費	〇円	〇円	〇円	〇円	0.00
役務費	〇円	〇円	〇円	〇円	0.00
通信運搬費	〇円	〇円	〇円	〇円	0.00
その他の経費	〇円	〇円	〇円	〇円	0.00
委託料	〇円	〇円	〇円	〇円	0.00
施設維持管理委託料	〇円	〇円	〇円	〇円	0.00
その他の委託料	〇円	〇円	〇円	〇円	0.00
使用料及び賃借料	〇円	〇円	〇円	〇円	0.00
借上料	〇円	〇円	〇円	〇円	0.00
使用料	〇円	〇円	〇円	〇円	0.00
備品購入費	〇円	〇円	〇円	〇円	0.00
負担金、補助及び交付金	〇円	〇円	〇円	〇円	0.00
合計	〇円	〇円	〇円	〇円	0.00

(再掲)

区 分	評価対象年度の 前年度実績		評価対象年度実績		増加(減少)率 (%)
	経 費	1日1人あたりの経費	経 費	1日1人あたりの経費	
人件費	〇円	〇円	〇円	〇円	0.00
人件費以外の経費	〇円	〇円	〇円	〇円	0.00
合計	〇円	〇円	〇円	〇円	0.00

(3) 児童発達地域支援事業経費

ア. 利用延児童数等 (単位：人)		
	評価対象年度の 前年度実績	評価対象年度実績
参加児童	0	0
ボランティア等	0	0
合計	0	0

イ. 職員配置 (単位：人)					
評価対象年度 前年度			評価対象年度		
正規	非常勤	計	正規	非常勤	計
0	0	0	0	0	0

ウ. 1日1人あたりの経費

区 分	評価対象年度の 前年度実績		評価対象年度実績		増加(減少)率 (%)
	経 費	1日1人あたりの経費	経 費	1日1人あたりの経費	
人件費	0円	0円	0円	0円	0.00
正規職員	0円	0円	0円	0円	0.00
非常勤職員	0円	0円	0円	0円	0.00
報償費	0円	0円	0円	0円	0.00
旅費	0円	0円	0円	0円	0.00
需用費	0円	0円	0円	0円	0.00
消耗品費	0円	0円	0円	0円	0.00
光熱水費	0円	0円	0円	0円	0.00
その他の経費	0円	0円	0円	0円	0.00
役務費	0円	0円	0円	0円	0.00
通信運搬費	0円	0円	0円	0円	0.00
その他の経費	0円	0円	0円	0円	0.00
委託料	0円	0円	0円	0円	0.00
施設維持管理 委託料	0円	0円	0円	0円	0.00
その他の委託料	0円	0円	0円	0円	0.00
使用料及び賃借料	0円	0円	0円	0円	0.00
借上料	0円	0円	0円	0円	0.00
使用料	0円	0円	0円	0円	0.00
備品購入費	0円	0円	0円	0円	0.00
負担金、補助及び交付金	0円	0円	0円	0円	0.00
合計	0円	0円	0円	0円	0.00

(再掲)

区 分	評価対象年度の 前年度実績		評価対象年度実績		増加(減少)率 (%)
	経 費	1日1人あたりの経費	経 費	1日1人あたりの経費	
人件費	0円	0円	0円	0円	0.00
人件費以外の経費	0円	0円	0円	0円	0.00
合計	0円	0円	0円	0円	0.00

(4) 発達に関する相談支援

ア. 相談支援延件数 (単位：人・件)

	就園就学相談	発達検査	観察実態把握	就園加配等 相談・審査	就学相談審査	合計
評価対象年度の 前年度実績						
評価対象年度実績						
					増加(減少)率(%)	0.00

イ. 職員配置 (単位：人)

評価対象年度の前年度		
正規	非常勤	計
0	0	0

評価対象年度		
正規	非常勤	計
0	0	0

ウ. 1件あたりの経費

区 分	評価対象年度の 前年度実績		評価対象年度実績		増加(減少)率 (%)
	経 費	1日1人あたりの経費	経 費	1日1人あたりの経費	
人件費	0円	0円	0円	0円	0.00
正規職員	0円	0円	0円	0円	0.00
非常勤職員	0円	0円	0円	0円	0.00
報償費	0円	0円	0円	0円	0.00
旅費	0円	0円	0円	0円	0.00
需用費	0円	0円	0円	0円	0.00
消耗品費	0円	0円	0円	0円	0.00
光熱水費	0円	0円	0円	0円	0.00
その他の経費	0円	0円	0円	0円	0.00
役務費	0円	0円	0円	0円	0.00
通信運搬費	0円	0円	0円	0円	0.00
その他の経費	0円	0円	0円	0円	0.00
委託料	0円	0円	0円	0円	0.00
施設維持管理 委託料	0円	0円	0円	0円	0.00
その他の委託料	0円	0円	0円	0円	0.00
使用料及び賃借料	0円	0円	0円	0円	0.00
借上料	0円	0円	0円	0円	0.00
使用料	0円	0円	0円	0円	0.00
備品購入費	0円	0円	0円	0円	0.00
負担金、補助及び交付金	0円	0円	0円	0円	0.00
合計	0円	0円	0円	0円	0.00

(再掲)

区 分	評価対象年度の 前年度実績		評価対象年度実績		増加(減少)率 (%)
	経 費	1日1人あたりの経費	経 費	1日1人あたりの経費	
人件費	0円	0円	0円	0円	0.00
人件費以外の経費	0円	0円	0円	0円	0.00
合計	0円	0円	0円	0円	0.00

3. 経費の科目構成比

区 分	評価対象年度の 前年度実績		評価対象年度実績		構成比差異
	経 費	構成比(%)	経 費	構成比(%)	
人件費	0円	0.00	0円	0.00	0.00
正規職員	0円	0.00	0円	0.00	0.00
非常勤職員	0円	0.00	0円	0.00	0.00
報酬	0円	0.00	0円	0.00	0.00
報償費	0円	0.00	0円	0.00	0.00
旅費	0円	0.00	0円	0.00	0.00
需用費	0円	0.00	0円	0.00	0.00
消耗品費	0円	0.00	0円	0.00	0.00
光熱水費	0円	0.00	0円	0.00	0.00
その他の経費	0円	0.00	0円	0.00	0.00
役務費	0円	0.00	0円	0.00	0.00
通信運搬費	0円	0.00	0円	0.00	0.00
その他の経費	0円	0.00	0円	0.00	0.00
委託料	0円	0.00	0円	0.00	0.00
施設維持管理 委託料	0円	0.00	0円	0.00	0.00
その他の委託料	0円	0.00	0円	0.00	0.00
使用料及び賃借料	0円	0.00	0円	0.00	0.00
借上料	0円	0.00	0円	0.00	0.00
使用料	0円	0.00	0円	0.00	0.00
備品購入費	0円	0.00	0円	0.00	0.00
負担金、補助及び交付金	0円	0.00	0円	0.00	0.00
合計	0円	0.00	0円	0.00	0.00

(再掲)

区 分	評価対象年度の 前年度実績		評価対象年度実績		構成比差異
	経 費	構成比(%)	経 費	構成比(%)	
人件費	0円	0.00	0円	0.00	0.00
人件費以外の経費	0円	0.00	0円	0.00	0.00
合計	0円	0.00	0円	0.00	0.00

保護者等向け 児童発達支援評価表

		チェック項目	はい	どちらとも いえない	いいえ	わから ない	ご意見
環境・ 体制整備	①	子どもの活動等のスペースが十分に確保されているか					
	②	職員の配置数や専門性は適切であるか					
	③	生活空間は、本人にわかりやすい構造化された環境になっているか。また、障害の特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされているか					
	④	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっているか					
適切な支援の 提供	⑤	子どもと保護者のニーズや課題が客観的に分析された上で、児童発達支援計画 ⁱⁱ が作成されているか					
	⑥	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか					
	⑦	児童発達支援計画に沿った支援が行われているか					
	⑧	活動プログラム ⁱⁱⁱ が固定化しないよう工夫されているか					
	⑨	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障害のない子どもと活動する機会があるか					
保護者への説明等	⑩	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明がなされたか					
	⑪	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら、支援内容の説明がなされたか					
	⑫	保護者に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング ^{iv} 等）が行われているか					
	⑬	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの健康や発達の状況、課題について共通理解ができているか					
	⑭	定期的に、保護者に対して面談や、育児に関する助言等の支援が行われているか					

	⑮	父母の会の活動の支援や、保護者会等の開催等により保護者同士の連携が支援されているか					
	⑯	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制が整備されているとともに、子どもや保護者に周知・説明され、相談や申入れをした際に迅速かつ適切に対応されているか					
	⑰	子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮がなされているか					
	⑱	定期的に会報やホームページ等で、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報や業務に関する自己評価の結果を子どもや保護者に対して発信されているか					
	⑲	個人情報の取扱いに十分注意されているか					
非常時等の対応	㉔	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、保護者に周知・説明されているか。また、発生を想定した訓練が実施されているか					
	㉕	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出、その他必要な訓練が行われているか					
満足度	㉖	子どもは通所を楽しみにしているか					
	㉗	事業所の支援に満足しているか					

(注釈)

- i 「本人にわかりやすく構造化された環境」は、この部屋で何をするのかを示せるように、机や本棚の配置など、子ども本人にわかりやすくすることです。
- ii 「児童発達支援」は、児童発達支援を利用する個々の子どもについて、その有する能力、置かれている環境や日常生活全般の状況に関するアセスメントを通じて、総合的な支援目標及び達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的内容、支援を提供する上での留意事項などを記載する計画のことです。これは、児童発達支援センター又は児童発達支援事業所の児童発達支援管理責任者が作成します。
- iii 「活動プログラム」は、事業所の日々の支援の中で、一定の目的を持って行われる個々の活動のことです。子どもの障害の特性や課題等に応じて柔軟に組み合わせて実施されることが想定されています。
- iv 「ペアレント・トレーニング」は、保護者が子どもの行動を観察して障害の特性を理解したり、障害の特性を踏まえた褒め方を学ぶことにより、子どもが適切な行動を獲得することを目標とします。

.....
(保護者等の皆様へ)

- この児童発達支援評価表は、児童発達支援センター又は児童発達支援事業所を利用しているお子さんの保護者等の方に、事業所の評価をしていただくものです。

「はい」、「どちらともいえない」、「いいえ」、「わからない」のいずれかに「○」を記入していただくとともに、「ご意見」についてもご記入ください。

事業所職員向け 児童発達支援自己評価表

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点、課題や改善すべき点など
環境・体制整備	①	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切であるか			
	②	職員の配置数は適切であるか			
	③	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障害の特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされているか			
	④	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっているか			
業務改善	⑤	業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画しているか			
	⑥	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげているか			
	⑦	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開しているか			
	⑧	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか			
	⑨	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保しているか			
適切な支援の提供	⑩	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成しているか			
	⑪	子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用しているか			
	⑫	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか			
	⑬	児童発達支援計画に沿った支援が行われているか			

	⑭	活動プログラムの立案をチームで行っているか			
	⑮	活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか			
	⑯	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせて児童発達支援計画を作成しているか			
	⑰	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認しているか			
	⑱	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか			
	⑲	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか			
	⑳	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断しているか			
関係機関や保護者との連携	㉑	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画しているか			
	㉒	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っているか			
	㉓	（医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合） 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っているか			
	㉔	（医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合） 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えているか			
	㉕	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校（幼稚部）等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか			
	㉖	移行支援として、小学校や特別支援学校（小学部）との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか			
	㉗	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けているか			
	㉘	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障害のない子どもと活動する機会があるか			

	㉔	(自立支援) 協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加しているか			
	㉕	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか			
	㉖	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）の支援を行っているか			
保護者への説明責任等	㉗	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか			
	㉘	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ているか			
	㉙	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っているか			
	㉚	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援しているか			
	㉛	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応しているか			
	㉜	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信しているか			
	㉝	個人情報の取扱いに十分注意しているか			
	㉞	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか			
	㉟	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っているか			
	㊱	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか			
非常時等の対応	㊲	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか			
	㊳	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認しているか			

④④	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされているか			
④⑤	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有しているか			
④⑥	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか			
④⑦	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載しているか			

○この児童発達支援自己評価表は、児童発達支援センター又は児童発達支援事業所の職員の方に、事業所の自己評価をしていただくものです。

「はい」、「いいえ」のどちらかに「○」を記入するとともに、「工夫している点」、「課題や改善すべき点」等について記入してください。

保護者等からの事業所評価の集計結果（公表）

公表：令和 年 月 日

事業所名 _____ 保護者等数（児童数） _____ 回収数 _____ 割合 _____ %

		チェック項目	はい	どちらとも いえない	いいえ	わから ない	ご意見	ご意見を踏まえた 対応
環境・ 体制整備	①	子どもの活動等のスペースが十分に確保されているか						
	②	職員の配置数や専門性は適切であるか						
	③	生活空間は、本人にわかりやすい構造化された環境になっているか。また、障害の特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされているか						
	④	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境となっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっているか						
適切な支援の 提供	⑤	子どもと保護者のニーズや課題が客観的に分析された上で、児童発達支援計画が作成されているか						
	⑥	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか						
	⑦	児童発達支援計画に沿った支援が行われているか						
	⑧	活動プログラムが固定化しないよう工夫されているか						
	⑨	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障害のない子どもと活動する機会があるか						
保護者への説明等	⑩	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明がなされたか						
	⑪	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら、支援内容の説明がなされたか						
	⑫	保護者に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）が行われているか						

	⑬	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、 子どもの発達の状況や課題について共通理 解ができているか					
	⑭	定期的に、保護者に対して面談や、育児に 関する助言等の支援が行われているか					
	⑮	父母の会の活動の支援や、保護者会等の 開催等により保護者同士の連携が支援され ているか					
	⑯	子どもや保護者からの相談や申し入れについ て、対応の体制が整備されているとともに、子 どもや保護者に周知・説明され、相談や申し 入れをした際に迅速かつ適切に対応されている か					
	⑰	子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達 のための配慮がなされているか					
	⑱	定期的に会報やホームページ等で、活動概 要や行事予定、連絡体制等の情報や業務 に関する自己評価の結果を子どもや保護者 に対して発信されているか					
	⑲	個人情報の取扱いに十分注意されているか					
非常時等 の対応	⑳	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感 染症対応マニュアル等を策定し、保護者に周 知・説明されているか。また、発生を想定した 訓練が実施されているか					
	㉑	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救 出、その他必要な訓練が行われているか					
満足度	㉒	子どもは通所を楽しみにしているか					
	㉓	事業所の支援に満足しているか					

○この「保護者等からの事業所評価の集計結果（公表）」は、保護者等の皆様に「保護者等向け児童発達支援評価表」により事業所の評価を行っていただき、その結果を集計したものです。

事業所における自己評価結果（公表）

公表：令和 年 月 日

事業所名

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	①	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である				
	②	職員の配置数は適切である				
	③	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっている。また、障害の特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている				
	④	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっている。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている				
業務改善	⑤	業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画している				
	⑥	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている				
	⑦	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している				
	⑧	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている				
	⑨	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している				
適切な支援の提供	⑩	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している				
	⑪	子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用している				
	⑫	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている				

	⑬	児童発達支援計画に沿った支援が行われている				
	⑭	活動プログラムの立案をチームで行っている				
	⑮	活動プログラムが固定化しないよう工夫している				
	⑯	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせて児童発達支援計画を作成している				
	⑰	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している				
	⑱	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している				
	⑲	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている				
	㉔	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している				
関係機関や保護者との連携関係機関や保護者との連携	㉕	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している				
	㉖	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている				
	㉗	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている				
	㉘	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている				
	㉙	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている				
	㉚	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている				
	㉛	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている				
	㉜	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障害のない子どもと活動する機会がある				

	②⑨	(自立支援) 協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している				
	③⑩	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている				
	③⑪	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている				
保護者への説明責任等	③⑫	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている				
	③⑬	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている				
	③⑭	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている				
	③⑮	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している				
	③⑯	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している				
	③⑰	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している				
	③⑱	個人情報の取扱いに十分注意している				
	③⑲	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている				
	④⑩	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている				
	④⑪	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している				
非常時等の対応	④⑫	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている				
	④⑬	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している				

④④	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている				
④⑤	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している				
④⑥	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている				
④⑦	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している				

○この「事業所における自己評価結果（公表）」は、事業所全体で行った自己評価です。

保護者等向け 放課後等デイサービス評価表

		チェック項目	はい	どちらとも いえない	いいえ	ご意見
環境・ 体制整備	①	子どもの活動等のスペースが十分に確保されているか				
	②	職員の配置数や専門性は適切であるか				
	③	事業所の設備等は、スロープや手すりの設置などバリアフリー化の配慮が適切になされているか				
適切な 支援の提供	④	子どもと保護者のニーズや課題が客観的に分析された上で、放課後等デイサービス計画 ¹ が作成されているか				
	⑤	活動プログラム ² が固定化しないよう工夫されているか				
	⑥	放課後児童クラブや児童館との交流や、障害のない子どもと活動する機会があるか				
保護者への 説明等	⑦	支援の内容、利用者負担等について丁寧な説明がなされたか				
	⑧	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解ができているか				
	⑨	保護者に対して面談や、育児に関する助言等の支援が行われているか				
	⑩	父母の会の活動の支援や、保護者会等の開催等により保護者同士の連携が支援されているか				
	⑪	子どもや保護者からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知・説明し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応しているか				
	⑫	子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮がなされているか				
	⑬	定期的に会報やホームページ等で、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報や業務に関する自己評価の結果を子どもや保護者に対して発信しているか				
	⑭	個人情報に十分注意しているか				
非常時等の 対応	⑮	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、保護者に周知・説明されているか				
	⑯	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出、その他必要な訓練が行われているか				

満足度	⑰	子どもは通所を楽しみにしているか				
	⑱	事業所の支援に満足しているか				

i 放課後等デイサービスを利用する個々の子どもについて、その有する能力、置かれている環境や日常生活全般の状況に関するアセスメントを通じて、総合的な支援目標及び達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的内容、支援を提供する上での留意事項などを記載する計画のこと。放課後等デイサービス事業所の児童発達支援管理責任者が作成する。

ii 事業所の日々の支援の中で、一定の目的を持って行われる個々の活動のこと。子どもの障害特性や課題、平日／休日／長期休暇の別等に応じて柔軟に組み合わせて実施されることが想定されている。

事業者向け 放課後等デイサービス自己評価表

		チェック項目	はい	どちらとも いえない	いいえ	改善目標、工夫している点など
環境・ 体制整備	①	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係 で適切であるか				
	②	職員の配置数は適切であるか				
	③	事業所の設備等について、バリアフリー化の 配慮が適切になされているか				
業務改善	④	業務改善を進めるための PDCA サイクル (目標設定と振り返り) に、広く職員が参画 しているか				
	⑤	保護者等向け評価表を活用する等によりア ンケート調査を実施して保護者等の意向等 を把握し、業務改善につなげているか				
	⑥	この自己評価の結果を、事業所の会報やホ ームページ等で公開しているか				
	⑦	第三者による外部評価を行い、評価結果を 業務改善につなげているか				
	⑧	職員の資質の向上を行うために、研修の機 会を確保しているか				
適切な支援の 提供	⑨	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者の ニーズや課題を客観的に分析した上で、放 課後等デイサービス計画を作成しているか				
	⑩	子どもの適応行動の状況を図るために、標準 化されたアセスメントツールを使用しているか				
	⑪	活動プログラムの立案をチームで行っているか				
	⑫	活動プログラムが固定化しないよう工夫して いるか				
	⑬	平日、休日、長期休暇に応じて、課題をきめ 細やかに設定して支援しているか				
	⑭	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活 動を適宜組み合わせて放課後等デイサービ ス計画を作成しているか				
	⑮	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、 その日行われる支援の内容や役割分担につ いて確認しているか				
	⑯	支援終了後には、職員間で必ず打合せを し、その日行われた支援の振り返りを行い、気 付いた点等を共有しているか				
	⑰	日々の支援に関して正しく記録をとることを徹 底し、支援の検証・改善につなげているか				

	⑮	定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断しているか				
	⑯	ガイドラインの総則の基本活動を複数組み合わせさせて支援を行っているか				
関係機関や保護者との連携	⑰	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画しているか				
	⑱	学校との情報共有（年間計画・行事予定等の交換、子どもの下校時刻の確認等）、連絡調整（送迎時の対応、トラブル発生時の連絡）を適切に行っているか				
	㉒	医療的ケアが必要な子どもを受け入れる場合は、子どもの主治医等と連絡体制を整えているか				
	㉓	就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所等との間で情報共有と相互理解に努めているか				
	㉔	学校を卒業し、放課後等デイサービス事業所から障害福祉サービス事業所等へ移行する場合、それまでの支援内容等の情報を提供する等しているか				
	㉕	児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けているか				
	㉖	放課後児童クラブや児童館との交流や、障害のない子どもと活動する機会があるか				
	㉗	（地域自立支援）協議会等へ積極的に参加しているか				
	㉘	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか				
	㉙	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対してペアレント・トレーニング等の支援を行っているか				
保護者への説明責任等	㉚	運営規程、支援の内容、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか				
	㉛	保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っているか				
	㉜	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援しているか				

	③③	子どもや保護者からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応しているか				
	③④	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信しているか				
	③⑤	個人情報に十分注意しているか				
	③⑥	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか				
	③⑦	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っているか				
非常時等の対応	③⑧	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、職員や保護者に周知しているか				
	③⑨	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っているか				
	④⑩	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか				
	④⑪	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、放課後等デイサービス計画に記載しているか				
	④⑫	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされているか				
	④⑬	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有しているか				

保育所等訪問支援事業

「利用者アンケート」

1 保育所等訪問支援事業について

集団生活に円滑に適応することができるよう通園する保育所・学校等へ専門職員が訪問し、
集団生活の場において助言・サポートを行う事業です。

(1) 子どもにとって慣れ親しんだ場所で支援を行うことで保育所・学校等関係機関との連携が円滑に出来ていると思いますか。

該当するところへ○印を記入してください。

①非常に思う	②そう思う	③あまり思わない	④思わない
ご意見等がありましたら記入してください。			

(2) 職員は、児童及びその家族等の意思を常に確認していますか。

該当するところへ○印を記入してください。

①常に確認している	②確認している	③あまり確認していない	④確認していない
ご意見等がありましたら記入してください。			

(3) 本事業は、サービス利用料（利用者自己負担）が発生します。利用に際しては保護者の了承を確認していますか。

該当するところへ○印を記入してください。

①常に確認している	②確認している	③あまり確認していない	④確認していない
ご意見等がありましたら記入してください。			

(4) 訪問結果については、児童の保護者へ報告していますが、その内容については、訪問先の保育所、学校等へも共有されていると思いますか。

該当するところへ○印を記入してください。

①非常に思う	②そう思う	③あまり思わない	④思わない
ご意見等がありましたら記入してください。			

(5) この事業の内容に満足していただいていますか。

該当するところへ○印を記入してください。

①非常に満足	②満足	③やや不満	④不満
ご意見等がありましたら記入してください。			

(6) その他、ご意見ご要望等がありましたらご自由に記述してください。

アンケートにご協力頂き、ありがとうございました。

障がい児相談支援事業

「利用者アンケート」

1 障がい児相談支援事業について

障がい児支援利用計画を作成し、通所支援サービス開始後、一定期間ごとに利用状況のモニタリングを行い、継続的に関わり支援を行う事業です。

(1) 職員は児童本人又は保護者の意志を尊重し、常に利用児童の立場に立って行うよう意識していると思いますか。

該当するところへ○印を記入してください。

①非常に思う	②そう思う	③あまり思わない	④思わない
ご意見等がありましたら記入してください。			

(2) 職員は、児童に対する家族等の支援ニーズを把握していますか。

該当するところへ○印を記入してください。

①常に把握している	②把握している	③あまり把握していない	④把握していない
ご意見等がありましたら記入してください。			

(3) 適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮していると思いますか。

該当するところへ○印を記入してください。

①常に思う	②そう思う	③あまり思わない	④思わない
ご意見等がありましたら記入してください。			

(4) 提供されるサービスが特定の種類や特定のサービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に実施されていると思いますか。

該当するところへ○印を記入してください。

①非常に思う	②そう思う	③あまり思わない	④思わない
ご意見等がありましたら記入してください。			

(5) この事業の内容に満足していただいていますか。

該当するところへ○印を記入してください。

①非常に満足	②満足	③やや不満	④不満
ご意見等がありましたら記入してください。			

(6) その他、ご意見ご要望等がありましたらご自由に記述してください。

アンケートにご協力頂き、ありがとうございました。

松阪市子ども発達総合支援センター サービス提供 自己評価シート 【保育所等訪問支援事業】

評価値	評価基準	記入日	所属	評価項目
S	評価項目について最後まで取り組み高い成果を上げた		療育支援係	6
A	評価項目について最後まで取り組み業務を遂行した。			
B	評価項目について計画的に進められPDCAを実践した。			
C	評価項目についてやや問題がありPDCAが十分にできなかった。			
D	評価項目についてスケジュールの確認など実践の管理ができなかった。			
		評価対象年度		

※PDCAサイクルとは、Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことによって、業務を継続的に改善していく手法のことです。

【回答のし方】

各項目で該当する評価値のところに「1」を入力します。
各セルでは、空白又は「1」を選択できるようになっています。

1. 児童と支援者の関係

(1)子どもにとって慣れ親しんだ場所で支援を行うことで保育所・学校等関係機関との相互理解や信頼関係の構築している。

自己達成評価					
S	A	B	C	D	非該当

2 保護者と支援者の関係

(1)児童が抱える課題を把握している。

(2)児童及びその家族等の意思を常に確認している。

(3)本事業は、サービス利用料（利用者自己負担）が発生することから、相談支援事業所等と連携をとり、保護者の了承を確認している。

S	A	B	C	D	非該当

3.関係機関との連携

(1)通所児童が置かれている環境を共有している。

(2)訪問結果については、児童の保護者へ報告することとし、その内容については、訪問先の保育所、学校等へも共有している。

S	A	B	C	D	非該当

集計

--	--	--	--	--

松阪市子ども発達総合支援センター サービス提供自己評価シート【障害児相談支援事業】

評価値	評価基準	記入日	所属	評価項目
S	評価項目について、最後まで取り組み高い成果を上げた		療育支援係	6
A	評価項目について、最後まで取り組み業務を遂行した。			
B	評価項目について、計画的に進められPDCAを実践した。			
C	評価項目について、やや問題がありPDCAが十分にできなかった。			
D	評価項目について、スケジュールの確認など実践の管理ができなかった。			
		評価対象年度		

※PDCAサイクルとは、Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことによって、業務を継続的に改善していく手法のことです。

【回答のし方】

各項目で該当する評価値のところに「1」を入力します。

各セルでは、空白又は「1」を選択できるようになっています。

1.児童と支援者の関係	自己達成評価					
	S	A	B	C	D	非該当
(1)本人又は保護者の意志を尊重し、常に利用児童の立場に立つて行うよう意識している。						

2.保護者と支援者の関係						
	S	A	B	C	D	非該当
(1)児童が抱える課題を把握している。						
(2)児童が置かれている環境を確認している。						
(3)児童に対する家族等の支援ニーズを把握している。						

3.関係機関との連携						
	S	A	B	C	D	非該当
(1)児童の心身の状況及び環境等に応じ、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮している。						
(2)提供されるサービス等が特定の種類又は特定のサービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に実施している。						

集計

--	--	--	--	--	--

松阪市子ども発達総合支援センター サービス提供自己評価シート【発達に関する相談支援事業関係】

評価値	評価基準	記入日	所属	評価項目
S	評価項目について、最後まで取り組み高い成果を上げた		育ちサポート係	50
A	評価項目について、最後まで取り組み業務を遂行した。			
B	評価項目について、計画的に進められPDCAを実践した。	評価対象年度		
C	評価項目について、やや問題がありPDCAが十分にできなかった。			
D	評価項目について、スケジュールの確認など実践の管理ができなかった。			

※PDCAサイクルとは、Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことによって、業務を継続的に改善していく手法のことです。

【回答のし方】

各項目で該当する評価値のところに「1」を入力します。
各セルでは、空白又は「1」を選択できるようになっています。

		自己達成評価					
		S	A	B	C	D	非該当
1.相談支援対象児童（生徒）と支援者の関係							
(1)相談支援対象児童（生徒）及びその家族等と支援者の関係は、対等であり本児童（生徒）の意思を尊重している。							
(2)相談支援対象児童（生徒）及びその家族等の意思を常に確認している。							

		S	A	B	C	D	非該当
2.相談支援対象児童（生徒）の生活行動の支援							
(1)相談支援対象児童（生徒）の平常の生活行動に関する情報を確認している。							
(2)相談支援対象児童（生徒）が置かれている環境を確認している。							
(3)相談支援対象児童（生徒）に対する家族等の支援ニーズを把握している。							
(4)相談支援対象児童（生徒）が抱える課題を把握している。							

		S	A	B	C	D	非該当
3.健康管理と安全への配慮							
(1)相談支援対象児童（生徒）及びその家族等にかかる心身の状態を把握している。							
(2)相談支援対象児童（生徒）及びその家族等の健康に関する情報を把握している。							

3.健康管理と安全への配慮(続き)

	S	A	B	C	D	非該当
(3)健康保持のための情報提供をしている。						
(4)支援センター内での相談支援対象児童（生徒）の安全確保に注意している。						

4.相談支援対象児童（生徒）の行動問題の対応

	S	A	B	C	D	非該当
(1)相談支援対象児童（生徒）にある主訴を把握している。						
(2)主訴に関するアセスメントを行い対応している。						
(3)対応を振り返りより良い支援につなげている。						

5.相談支援対象児童（生徒）の主体性及び自律性への支援

	S	A	B	C	D	非該当
(1)相談支援対象児童（生徒）の意思を尊重している。						
(2)相談支援対象児童（生徒）の意思をもとに支援している。						

6.相談支援対象児童（生徒）の心身の育成

	S	A	B	C	D	非該当
(1)相談支援対象児童（生徒）の心身の現状を把握している。						
(2)相談支援対象児童（生徒）の心身の現状を課題整理している。						
(3)支援の進捗状況を把握している。						
(4)相談支援対象児童（生徒）の心身の育成を妨げないような支援方法を提案している。						
(5)支援経過を振り返りより良い支援につなげている。						

7.支援の継続性の確保	S	A	B	C	D	非該当
(1)必要とする支援を継続していくための環境整理をしている。						
(2)支援の継続を維持するための検討をしている。						

8.支援対象児童（生徒）の支援記録の継続と活用	S	A	B	C	D	非該当
(1)支援記録を整理し保管している。						
(2)支援記録を活用し対応している。						
(3)個人情報の管理が徹底している。						

9.相談者に寄り添う丁寧な相談支援	S	A	B	C	D	非該当
(1)相談者に寄り添う支援をしている。						
(2)相談者の必要とする情報を提供している。						
(3)相談内容の整理、関係機関へのつなぎについては、相談者本人の同意を得ている。						
(4)相談支援の対応は迅速に行っている。						
(5)必要に応じて経過観察又は継続的な相談支援をしている。						

10.事故防止と安全対策	S	A	B	C	D	非該当
(1)相談支援において、当事者の環境における安全を確保している。						
(2)相談支援の場において、ハサミや刃物など危険物品を適正に安全な場所へ整理整頓して保管している。						
(3)相談支援担当職員に対する安全対策の研修・講習に参加している。						

11.関係機関・地域との連携協働	S	A	B	C	D	非該当
(1)関係機関との連携協働及び情報共有を実施している。						
(2)地域の学校(園)との連携協働及び情報共有を実施している。						
(3)必要に応じて、地域支援者(民生委員・自治会・PTA等)と連携協働及び情報共有をしている。						

12.地域支援体制	S	A	B	C	D	非該当
(1)心身の発達に心配がある又は障がいのある児童が通園通学している保育園、幼稚園及び小中学校等に訪問して、必要とする相談支援を行っている。						
(2)地域の保育園、幼稚園及び小中学校に通園通学している当該児童(生徒)に関する個人情報を含めた情報の管理を適正にしている。						
(3)地域支援者(民生委員・自治会・PTA等)にかかる個人情報について適正に管理している。						
(4)療育支援係と連携し必要に応じて地域支援(訪問等)を行っている。						

13.適切な就園就学支援	S	A	B	C	D	非該当
(1)当該児童(生徒)の就園就学に関する情報提供については、保護者の同意を得ている。						
(2)当該児童(生徒)の個人情報及び必要とする情報の管理は適正にしている。						
(3)(1)による情報提供においては、必要とする情報を的確に整理して就園就学における適切な支援に資するように努めている。						

14.特別支援教育の推進	S	A	B	C	D	非該当
(1)特別支援教育に関する専門性を高めるために研修講座を実施したり職員を派遣している。						

14.特別支援教育の推進(続き)

(2)個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成活用を図るために市教育委員会等関係機関との連携協働をしている。

S	A	B	C	D	非該当

15.職員資質向上

(1)支援の質的向上を図り、検討したり、必要に応じて、関係機関の研修事業の参加、外部講師を招き勉強会などに参加している。

(2)市職員として、市民に対する行政サービスの提供をおこなうための研修(職員課研修など)、職員資質向上のための研修に参加している。

S	A	B	C	D	非該当

16.施設運営

(1)支援センターの事業運営に関する会議に参加している。

(2)各種事業において、円滑な運営を行うために成果と課題を整理している。

(3)施設設備、各種備品の状態を常に確認し、安全確保に努めている。

S	A	B	C	D	非該当

集計

--	--	--	--	--	--

2. 評 価 基 準

松阪市子ども発達総合支援センター経営評価基準

1 松阪市子ども発達総合支援センターの運営目的

松阪市子ども発達総合支援センターは、心身の発達に心配がある、又は障がいがある児童が、心身の発達の程度にかかわらず、地域で早期からの一貫した支援を受けながら安心した暮らしを実現するため、保健、福祉及び教育の各分野並びに医療その他関係機関との連携のもと途切れない支援を行うことを運営目的とする。			
No	項 目	評価	課題等
1	常に意識して支援業務を推進している。		
2	必要に応じて、支援センター内で関係職員による支援検討をしている。		
3	必要に応じて、保健、福祉、教育及び医療の関係機関との連携・協働をしている。		

【評価の着眼点】

- ☐ 本センターの運営目的を周知しています。
- ☐ 本センターの運営は、保健、福祉、教育及び医療などの機関との連携を重視しています。
- ☐ 心身の発達の程度に限らず、途切れない支援を構築しています。

【評価基準の考え方と評価の留意点】

(1) 目的

- 本評価基準では、松阪市子ども発達総合支援センターの運営目的を理解し、支援対象児童に途切れない支援を実現することが求められていることを認識し実践しているかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 本センターにおいて、心身の発達の程度に限らず、その発達の状態に応じた支援が途切れないようにします。
- 本センター内での支援にかかる関係職員による検討は、当該児童の状態に応じて、複数の専門職員による支援内容の検討と継続していくための手法について検討をします。
- 本センター内にとどまらず、外部機関からの必要とする支援を同機関との連携協働によって支援の継続性を担保し、当該児童の成長に応じて支援者の途切れない変動を行うものとしします。

(3) 評価の留意点

- 本センターの運営目的について、単に関係者による会議の開催した回数のみではなく、途切れない支援の継続への取り組みがどのように行われたかの評価であり、また、支援者が返答している必要とする支援の継続性の担保がどのようにされているかを評価します。

2 全体事業の実施状況

(1) 衛生管理

支援センター内は常に衛生的に管理をするものとする。特に通所利用児童が直接に触れる場所、設備及び各種器具等の衛生の維持管理は十分に注意をしなければならない。			
No	項 目	評価	課題等
4	常に衛生保持を意識して推進している。		
5	必要に応じて、支援センター内で関係職員による衛生維持管理について検討をしている。		
6	衛生管理及び安全確保に関する具体的な取組についての指針にて定めて、全職員に周知している。		

【評価の着眼点】

- ☐ 本センター内における通所児童の環境は、日常的に衛生保持を行われています。
- ☐ 本センターの療育室、訓練室及び相談室等の設備状況に応じた衛生維持についての検討を、関係者にて実施しています。
- ☐ 必要とする衛生管理についての指針を作成し本センター全職員に周知しています。

【評価基準の考え方と評価の留意点】

(1) 目的

- 本評価基準では、本センターに通所する児童やその保護者等が安全に安心して、サービスの提供を受けることができる衛生環境を構築することを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 通所利用する児童の心身の状況によって、衛生環境の維持は日常的な取り組みによるものです。特に安全で安心できる環境づくり基本的な事項と捉えます。
- 衛生環境の維持には、消毒剤などの薬物を使用されるが、当該児童の身体に無害なる薬物を使用することが求められ、また、絶えず清掃を実施することが求められるものです。
- 衛生環境に関する指針の策定は、センターの職員が行うことによって衛生保持への自覚を深め、当たり前の衛生環境の構築と維持への作業を日課とするものです。

(3) 評価の留意点

- 本センターが提供するサービスを安全に安心して受けられるための衛生保持の構築と維持には、単に清掃作業のみではなく、本センターの職員の自覚と認識を求め、安全環境の確保のための日常的作業の実施を評価します。

(2) 安全確保

通所利用児童が利用する設備及び各種器具が常に安全に使用できる状態であること。

開館日において、支援センターに火災発生、松阪地域に大雨警報（土砂災害を含む）又は暴風警報が発表、及び地震（震度４以上）が発生したときは、各事業は直ちに休止するものとする。

また、松阪市沿岸部において、洪水警報又は津波警報が発表されたときは、同地域から通所利用している保護者等に、速やかに帰路の安全性等について関係機関に確認して情報提供するものとする。

No	項 目	評価	課題等
7	常時、利用児童が利用する設備及び器具の安全確認をしている。		
8	屋外での支援プログラムを実施するときは安全に実施することを優先している。		
9	補修が必要とするときは、直ちに使用を中止し、専門業者等に修繕を依頼している。		
10	療育訓練の提供中に支援センターに火災発生、松阪地域に大雨警報（土砂災害を含む）又は暴風警報が発表、及び地震（震度４以上）が発生したときは、直ちに提供を中止し、帰路の安全を確認してから帰宅を勧めている。		
11	療育訓練の提供中に地震（震度４以上）が発生したときは、直ちに支援センター前駐車場など安全な場所に避難させる。		
12	療育訓練の提供中に松阪市沿岸部において、洪水警報又は津波警報が発表されたときは、同地域から通所利用している保護者等に、速やかに帰路の安全性等について関係機関に確認して情報提供する。		
13	通所利用児童及びその保護者等が安心して安全に利用するため、火災や地震による避難訓練を年１回以上している。		

【評価の着眼点】

- ☐ 本センターが提供するサービスに必要とする設備・器具の安全性を確保しています。
- ☐ 本センターに通所利用する児童とその保護者に対して、火災発生、気象情報及び地震情報などによって適切な措置がしている。

【評価基準の考え方と評価留意点】

（１）目的

- 本評価基準では、本センターにおいて必要とするサービス提供において必要とする設備・器具の安全性を担保できることであり、また、火災発生、気象情報及び地震情報などによる適切な措置による通所児童やその保護者等の安全安心を確保することを評価します。

（２）趣旨・解説

- 本センターに通所利用する児童及びその保護者等が療育・訓練の提供を受けるに必要とする設備・器具が安全状態であることを、常時、確認します。
- 本センターに通所利用する児童及びその保護者等が親子で参加する屋外療育を実施するにあたり、当該児童の心身の状態や特性に配慮し安全に安心して参加できるプログラムであることを確認します。
- 本センターの療育・訓練において、活用している設備・器具に破損等で補修が必要とする時は、その設備・器具の活用を中止し専門業者等に連絡して補修を実施します。
- 本センターを利用している時間において、本センターに火災が発生したとき、又は、松阪地域に大雨警報（土砂災害を含む）又は暴風警報が発表、及び地震（震度４以上）が発生したときは、各事業は直ちに休止し、関係機関に帰路の安全確認を取り帰宅をさせています。
さらに、松阪市沿岸部において、洪水警報又は津波警報が発表されたときは、同地域から通所利用している保護者等に、速やかに帰路の安全性等について関係機関に確認して情報提供しています。
- 本センターを利用している時間において、地震（震度４以上）が発生したとき、安全確保優先して避難させています。
- 通所利用児童及びその保護者等が安心して安全に利用するため、火災や地震による避難訓練を年１回以上しています。

（３）評価の留意点

- 本センターにおける安全安心の確保は、日常の取り組みが基本となり、設備・器具の状態の把握、気象状況や地震発生による被災状況の把握を務めるものであると同時に、サービス提供の停止及び帰路の安全確保の確認後の帰宅等の措置を適正な判断と行動がとれているかを評価します。

（３）計画的サービス提供の実施

通所利用児童に対するサービス提供は、個々の対象児童の利用目的を把握し、利用期間の設定、当該児童の特性に合わせた基本的生活習慣の体得・維持・向上などを図るための個別支援計画を策定し、同計画に沿って行うものとし、必要に応じて変更するものとする。

No	項 目	評価	課題等
14	通所利用児童の保護者から、通所利用の目的、利用期間の設定、児童の特性など必要とする項目に関する聴き取りを、		

No	項 目	評価	課題等
	「パーソナルファイル」や「サポートブック」等を活用し定期的に行い、個別支援計画を策定している。		
15	サービス提供では、個別支援計画に沿って実施している。		
16	療育・訓練の提供による課題を確認し、個別支援計画の内容の見直しを、保護者と協議して実施している。		
17	必要に応じて、心身の発達の検査を行い、適正な支援を提供できる体制を確保している。		

【評価の着眼点】

- ☐ 本センターのサービス提供は、個々の対象児童に応じた個別支援計画に基づいて実施しています。
- ☐ 個別支援計画は、個々の対象児童の状況に応じてその内容等を変更します。
- ☐ 個別支援計画に基づきサービス提供するに、適正に支援できる職員等体制づくりをしています。

【評価基準の考え方と評価留意点】

(1) 目的

- 本評価基準では、本センターを通所利用する児童へのサービス提供は、個々の対象児童にかかる個別支援計画に基づき提供し、対象児童の状況に応じて、その保護者の同意のもとに個別支援計画を変更していくことともに、適正に支援できる職員等体制づくりをしていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 本センターに通所利用する児童及びその保護者等がサービスの提供を受けるにあたり、当該児童の提供目的、提供期間及び特性等の必要とする情報を「パーソナルファイル」や「サポートブック」等を活用しながら聴き取りを行い、個別支援計画を作成します。
- 本センターに通所利用する児童及びその保護者等に対しサービスを提供する時、当該児童の個別支援計画に基づいています。
- 本センターのサービスの提供において、個別支援計画に基づいて提供するが、その提供の成果や当該児童の状況を確認し、その保護者との協議によって当該個別支援計画を見直しています。
- 本センターを通所利用している児童の心身の発達状況の検査等を行い、その結果を基に必要とする専門職員等による適正な支援体制づくりをしています。

(3) 評価の留意点

- 本センターのサービス提供は、当該児童の心身の発達状況に応じて作成された個別支援計

画に基づいて提供することであり、当該児童の状況に変化あれば、その保護者との協議を通じて、個別支援計画を見直しことを評価します。

- 個別支援計画に基づいて提供する支援は、当該児童の心身の発達状況の検討等結果による情報によって職員等の支援体制を構築することを評価します。

(4) サービスの質的向上と提供技術の向上

サービス提供を行う職員等において、サービスの質的向上を図るために定期的なミーティング・協議を実施する。			
No	項 目	評価	課題等
18	全職員による情報共有の場を持っている。		
19	サービス提供にかかる課題・問題が発生したときは、関係職員あるいは全職員による協議を行い、提供改善及び再発防止の研修等の取り組みを実施している。		
20	保護者等からの苦情等が発生したときは、その原因の確認と業務等の改善を速やかにしている。		
21	利用者とのコミュニケーションを通じて利用満足度と提供上の課題の把握をしている。		

【評価の着眼点】

- ☐ 本センターのサービス提供の質的向上及び提供技術の向上をするために、定期的な情報共有の場をもっています。
- ☐ サービス提供にかかる苦情等が発生したとき、その原因を確認しサービスの提供内容の変更及び提供技術の検証を行い、提供改善及び再発防止の研修等の取り組みを行っています。
- ☐ 本センターが提供するサービスに対し、通所利用児童及びその保護者等が満足でき、提供上の課題を的確に把握して課題解消への対応をしています。

【評価基準の考え方と評価留意点】

(1) 目的

- 本評価基準では、本センターを通所利用する児童へのサービスの質的向上及び提供技術の向上を常に行い、また、利用満足度の向上を求めるとともに、サービス提供上の苦情に対し、その原因を追究し提供技術等の改善を行い再発防止の取り組みを実施し、適正なサービス提供を行うことを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 本センターが提供するサービスの質的向上及び提供技術の向上をはかるために、全職員が

情報共有するためのミーティングを定期的を開催しています。

- 本センターが提供するサービスにかかる課題・問題が発生したとき、全職員の情報共有し、その提供についての研究と改善、再発防止の研修等の取り組みを全職員が実施します。
- 保護者等からの苦情があるとき、その原因を追究し必要とする改良・改善を速やかに取り組みます。
- 通所利用する児童とその保護者等とのコミュニケーションを通じて、その利用に係る満足度を確認し、サービスの提供についての課題を把握します。

(3) 評価の留意点

- 全職員による情報共有のためのミーティングを開催するだけでなく、その情報をもとにサービスの質的向上、提供技術の向上及び再発防止策研修等への取り組みを評価します。
- サービス提供にかかる苦情、利用児童及びその保護者等の満足度を検証しながら、課題整理や改善等への取り組みを速やかに実践することを評価します。

(5) 緊急時の効果的対応の実現

通所利用児童に係る事故、自然災害等による第二次避難場所として、安全安心の確保を図る。			
No	項 目	評価	課題等
22	通所利用児童が常に安全安心に利用できる環境を構築している。		
23	事故が発生したとき、保護者等との連絡を密にし、必要とする対応(救急搬送の要請、主治医との連携など)を迅速にしている。		
24	災害時、必要に応じ福祉避難所として、災害避難物資などの確保に努めている。		

【評価の着眼点】

- ☐ 本センターを通所利用する児童及びその保護者にかかる安全安心が得られる環境づくりをしています。
- ☐ 通所利用する児童に事故が発生したとき、その保護者への情報提供と情報共有を行い、必要とする措置を速やかに行います。
- ☐ 防災上、福祉避難所として、要配慮者に対してそれぞれの配慮事項に応じた支援体制の構築、災害避難物資の確保を務めています。

【評価基準の考え方と評価留意点】

(1) 目的

- 本評価基準では、本センターが提供するサービスにおいて、平時から利用児童にかかる事故を想定した安全安心対策を行っているかどうか、また、災害が発生したとき、第二次避難所として対応できるように、平時から災害避難物資の確認・入替・補充などの管理をしてい

るかどうかを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 本センターに通所利用している児童及びその保護者等に、安全安心できる環境を構築して必要とするサービス提供を確保できます。
- 本センターにてサービスを利用している児童に負傷事故等が発生したとき、保護者等への連絡と情報共有を図り、保護者の同意のもと主治医への連絡と連携、救急搬送の要請を行う体制ができています。
- 災害が発生したとき、第二次避難所として必要とする災害避難物資が提供できるように、その物資の確認、賞味期限による物資の入替、物資不足による補充などの管理をしています。

(3) 評価の留意点

- 本センターのサービス提供において、必要とする支援が提供できる体制が、通所利用の児童及びその保護者等にとって安全安心の提供であることを評価します。
- 通所利用児童にかかる事故発生の際に迅速な対応ができるように、平常時からの体制づくりであり、その体制の機能が有効であることを評価します。

(6) 職員協働体制の構築

経営計画に提示している経営理念をもとに、総合支援センターの目的を果たすために、全職員が連携・協働の体制のもと業務を推進する。			
No	項 目	評価	課題等
25	心身の発達に心配がある、又は障がいのある児童に対する療育・訓練を提供するに当たり、個々の特性にあわせた提供となることから、各専門職域を超えて提供する体制を構築し、効果的に事業を推進している。		

【評価の着眼点】

- ☐ 本センターの経営計画に提示する経営理念を全職員が認識しています。
- ☐ 本センターが持つ目的に達成するために、全職員が専門職域を超え連携・協働の体制を確立しています。

【評価基準の考え方と評価留意点】

(1) 目的

- 本評価基準では、本センターの経営計画に示す経営理念を全職員が認識し、その達成を図るために、専門職域を超えた連携・協働を行なっていることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 本センターの経営計画に示す経営理念である「途切れない支援」の実践を全職員が認識し、サービス提供への取り組みを議論し、専門職員等の専門職域を超えた連携・協働をおこなう体制を構築する。

- 本センターの専門職員等の専門職域を超える体制にて「途切れない支援」を実践し、その内容を検証して必要とする改良・改善を行ない、効果的な事業推進を実施していく。

(3) 評価の留意点

- 本センターの専門職員が「途切れない支援」の確立にその職域を超えて他の職員とともに連携協働をおこなうにあたり、常に当該児童とその保護者の状況を把握し、必要とする支援の在り方についての議論を必要に応じて実施することを評価します。
- 全職員の連携協働に他の専門機関との連携協働が含まれる場合は、その役割と実践内容を見て、その成果を含めた評価をします。

3 事業別実施状況

(1) 児童発達支援事業

就学前の児童において良好な親子関係を構築するとともに就園又は就学ができるよう、基本的な日常生活の体得及び社会適応などのための療育・訓練を提供する。			
No	項 目	評価	課題等
26	通所形態は、基本的に親子通所をしている。ただし、必要に応じて、保護者と協議し、親子分離にて療育を行うことができるようにしている。		
27	療育を実施するに当たり、個々の通所利用児童の障がい特性や課題等にあわせて、集団療育、個別（小集団）療育、各種訓練などのプログラムを組み効率良く実施している。		
28	現に保育所、幼稚園、認定こども園に通園している当該児童については、当該保育園等と連携しながら、必要とするサービス提供をしている。		

【評価の着眼点】

- 本センターの児童発達支援事業は、親子通所を基本とし、当該児童の心身の発達状況によって保護者との協議のもと、就園又は就学に向けての親子分離をした環境をつくります。
- 本センターの児童発達支援事業は、通所利用児童の心身の発達状況と課題に合わせた療育と訓練を提供します。
- 本センターでは、保育所、幼稚園、認定こども園に就園している通所利用児童に、当該園との連携と協働によって、療育や訓練の効果を持続させ、集団生活への適応を支援します。

【評価基準の考え方と評価留意点】

(1) 目的

- 本評価基準では、本センターの児童発達支援事業において親子通所方式をとり、良好な親

子関係をつくり、保護者との協議のもと就園又は就学に向けての親子分離の環境をつくり社会適応への療育や訓練のプログラムを実践することを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 就学前児童に対し、その保護者とともに当該児童の心身の発達を把握し、就園や就学に向けての親子分離を実施します。
- 通所利用児童の個々の障がい特性や課題を把握し、それ合わせた療育や訓練のプログラムを構築して効率よく実践します。
- 就園している児童の支援は、就園先の園の関係者との連携や協働を通じて、必要とする支援を提供していきます。

(3) 評価の留意点

- 療育や訓練の提供には、常時、保護者との連携と協働をとるため親子通所を実施するが、就園や就学のための集団適応ができるための親子分離を実施していることを評価します。
- 療育や訓練を提供には、当該児童の心身の発達状況と特性を把握し、それに応じた療育や訓練のプログラムを作成していることを評価します。
- 就園している当該児童に対する療育や訓練の支援は、当該園との連携と協働をもとに実践していることを評価します。

(2) 放課後等デイサービス事業

就学期の児童において、生活能力や社会適応の向上のための訓練等を提供している。			
No	項 目	評価	課題等
29	通所形態は、原則として自主通所とする。ただし、市内在住児童に限り通所が困難な場合は事前申込及び調整によって、支援センターが送迎車両を運行している。		
30	サービス提供を実施するに当たり、個々の通所利用児童の特性や課題等にあわせて、集団療育、個別療育、各種訓練などの支援プログラムを効率良く実施している。		

【評価の着眼点】

- ☐ 本センターの放課後等デイサービス事業の通所利用は、利用児童の自主通園としているが、市内在住であって通所困難な当該児童への通所支援をしています。
- ☐ 本センターの放課後等デイサービス事業は、通所利用児童の心身の発達状況と課題に合わせた療育と訓練を提供します。
- ☐ 本センターでは、学校に就学している通所利用児童に、当該学校との連携と協働によって、療育

や訓練の効果を持続させ、集団生活への適応を支援します。

【評価基準の考え方と評価留意点】

(1) 目的

- 本評価基準では、本センターで提供している放課後等デイサービス事業において、通所形態が自主通園であるが、市内在住であって自主通園ができない当該児童については、送迎車両を運行して通園支援を実施していること、および、個々の当該児童の心身の発達状況に応じた利用行くと訓練を提供していることを評価します。また、就学している学校との連携と協働による療育又は訓練の効果の維持と集団生活の適応の支援を評価します。

(2) 趣旨・解説

- 本センターの放課後等デイサービス事業を利用する児童は自主通園であるが、市内在住の当該児童にて自主通園が困難の場合に、事前申し込みによる送迎車両を運行します。
- 心身の発達に心配がある又は障がいのある児童が本センターの療育と訓練の提供を利用する時、当該児童の心身の発達状況と課題を整理し、適切に提供ができるようにします。
- 本センターの放課後等デイサービス事業を利用する児童には、当該学校の担当教諭等との連携と協働によって、学校現場での療育と訓練の効果の維持と集団適応への支援をします。

(3) 評価の留意点

- 市内在住の当該児童の通所支援において、当該児童の生活環境や家庭状況などの考慮がされ、当該児童及びその保護者の介助負担の増加にならない支援の在り方を評価します。
- 学校の担当教諭との連携と協働によって、当該児童の療育と訓練に関する情報を担当教諭に提供するときに、当該児童本人及びその保護者の同意を得ていることも評価となります。

(3) 保育所等訪問支援事業

個別の支援計画に基づき、集団生活に適応することができるよう通園する保育所等へ専門職が訪問し、集団生活の場における助言・指導を実施する。			
No	項 目	評価	課題等
31	保育所や学校を訪問し、子どもにとって慣れ親しんだ場所で支援を行うことで保育所等関係機関との相互理解や信頼関係の構築に努める。		
32	訪問結果については、利用児童の保護者へ報告することとし、その内容については、訪問先の保育所、学校等へも共有する。		
33	本事業は、保護者、保育所等、相談支援事業所、他の通所支援事業所からの依頼により提供されるものとするが、サービス利用料が発生することから相談支援		

	事業所との連携をとり、保護者の了承を確認する。		
--	-------------------------	--	--

【評価の着眼点】

□通園する保育所等へ専門職が訪問し、集団生活の場における支援及び助言・指導を実施します。

【評価基準の考え方と評価留意点】

(1) 目的

- 子どもにとって慣れ親しんだ場所で直接的な支援を提供していることを評価します。また、保育所、幼稚園、認定こども園、学校の職員への集団生活の適応に対する間接的な助言・指導を提供していることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 訪問結果については、保護者へ報告するとともに、訪問先の保育所、学校等へも共有し、関係機関との相互理解や信頼関係の構築に努めます。

(3) 評価の留意点

- 本事業は、保護者からの他、保育所、幼稚園、認定こども園又は事業所等からの依頼により提供されますが、サービス利用料が発生することから関係機関と連携をとり、保護者の了承を確認することを評価します。

(4) 障害児相談支援事業

障害児通所支援を利用するための障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとに利用状況のモニタリングを行う等継続的に関わり支援する。			
No	項 目	評価	課題等
34	本人又は保護者の意志及び人格を尊重し、常に利用児等の立場に立つて行う。		
35	利用児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービスは多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。		
36	利用児に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障がい福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。		

【評価の着眼点】

- 障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとに利用状況のモニタリングを行う等継続的に関わり支援を行います。

【評価基準の考え方と評価留意点】

(1) 目的

- 児童本人又は保護者の意志及び人格を尊重し、子どもの最善の利益を考慮していることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- サービス提供については、多様な事業者から総合的かつ効率的に最適なサービスが提供されるよう配慮して行います。

(3) 評価の留意点

- サービスの提供は、不当に偏ることのないよう、公正中立の立場に立ち実施することを評価します。

(5) 保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校等訪問支援巡回相談事業

心身の発達に心配がある、又は障がいがある児童が、安心して地域の保育所・幼稚園・認定こども園等に通園できるよう、当センター職員及び巡回相談員が、地域の保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校等へ出向いて、集団生活に適応するための専門的な技術支援あるいは情報提供などを行う。

No	項 目	評価	課題等
37	訪問は、市内在住児童の保護者並びに市内の保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校、高等学校及び放課後児童クラブからの派遣要請によってしている。		
38	訪問支援の対象児童の保護者等に対し、その目的を提示し、保護者等及び訪問先の関係者との連携・協働にて、支援業務を推進している。		
39	訪問時には、訪問支援カード等を作成するものとし、その内容は、相談者氏名・住所・連絡先、当該児童の氏名、当該児童の状況、相談支援の内容などを明記している。		
40	当該児童の状況によって、医療機関及び専門機関との連携・協働をしている。		

41	訪問支援を推進するに当たり、事案によっては、事前に施設内で関係者による検討をしている。必要に応じて、相談支援担当者も同行している。 なお、訪問においては、できる限り少数職員で対応している。		
42	訪問終了後、当該児童の保護者等及び訪問先の関係者などとの連携結果を、訪問支援カードに記載し、必要に応じて関係者による処遇検討等を行い、今後の対応に資するようにしている。		

【評価の着眼点】

- 本センターを拠点に、地域に在住する心身の発達に心配がある又は障がいのある子どもが通園又は通学する保育園 幼稚園及び保育園等から派遣要請があるときは、対象となる児童の心身の発達の児童の心身の状況を把握して訪問しています。
- 本センターに学校(園)等からの要請があるとき、訪問先の担当者との連携・協働のもと、当該児童及びその保護者等に対し、必要とする相談支援を行い、その記録を訪問支援カード等に明記し、継続的な支援に資するようにしています。
- 本センターからの派遣において、当該児童等の心身の発達状況によって、保護者の同意のもと医療機関又はその他専門機関との連携・協働を行い、必要とする相談支援を提供します。

【評価基準の考え方と評価留意点】

(1) 目的

- 本評価基準では、本センターを拠点して、市内在住の心身の発達に心配がある又は障がいのある児童が通園又は通学している保育園、幼稚園、小中学校等から要請により、相談支援担当職員・専門職員を派遣し、必要とする相談支援と集団生活の適応に必要とする支援技術等の情報提供をすることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 心身の発達に心配又は障がいのある児童が就園又は就学している学校(園)から、当該児童の発達支援や特別支援教育に係る助言・相談支援を依頼されて訪問していきます。
- 訪問支援巡回相談については、対象児童の保護者等にその訪問の目的を提示して相談支援を進めるなかで、学校(園)等との連携・協働を常に意識して対応していきます。
- 対象児童に対する途切れない支援の一環として、当該児童に関わる情報の保管を行い、後日の支援活動に活用できるようにします。
- 対象児童に係る支援を継続するなかで、必要に応じて医療機関及び専門機関との連携・協働を行います。
- 訪問支援巡回相談の対象児童の状況によって、本センター内での事前に関係職員による処

遇検討を行い今後の対応に資するようにします。

(3) 評価の留意点

- 保育園・幼稚園・小中学校等訪問支援巡回相談は、学校(園)等からの依頼のもとに本センターの職員を派遣するとともに、当該相談の内容によって専門職員も同行させることを評価します。
- 同訪問支援巡回相談では、派遣先の担当職員との連携・協働によって実施し、それによって得た情報及び相談内容を整理し、今後の相談対応に資するように保管することを評価します。
- 当該訪問支援対象児童の心身の発達の事業によって、医療機関や専門機関との連携をしていることを評価します。

(6) 児童発達支援人材育成事業

支援センターが松阪市における唯一の公立発達支援専門施設として、子育て支援又は特別支援教育に関わる事業に従事する職員等の発達支援の技術的向上と人材育成を行う。			
No	項 目	評価	課題等
43	子育て支援又は特別支援教育に関わる事業に関係機関が容易に参加できる機会を設定している。		
44	研修事業を実施するに当たり、専門機関・施設からの講師・指導者の招へいを積極的に行い、療育現場等の技術向上を図っている。		
45	支援センター職員による事例研修を実施している。また、参加費用は無料にしている。		
46	感染症の流行状況等を鑑みて、研修開催方法としてオンラインを活用するなど効果的な開催方法も検討している。		

【評価の着眼点】

- ☐ 本センターが唯一公立発達支援専門施設として、子育て支援又は特別支援教育に関わる事業に従事している者向けに、人材育成を目的とする研修事業に容易に参加できるように実施しています。
- ☐ 本センターが開催する人材育成事業は、地域の児童発達支援従事者に対して、支援技術や最新情報の提供のために、専門機関・施設から専門職員を講師として迎えます。
- ☐ 本センターの職員による人材育成事業は、地域の児童発達支援等従事者等による支援事例を基に研修を実施するとともに、容易に参加できるように参加費用の無料化をしています。

【評価基準の考え方と評価留意点】

(1) 目的

- 本評価基準では、本センターが市内において唯一の公立発達支援施設であることから、地域で子育て支援又は特別支援教育に関わる事業に従事している者向けに、発達支援技術の研修や最新情報の提供を行うとともに、この事業に参加に要する経費の無料化を図り容易に参加できることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 本センターで実施する人材育成事業に、子育て支援又は特別支援教育に関わる事業の従事者が容易に参加できるように日時等の設定をします。
- 本センターで実施する人材育成事業に、大学や専門機関・施設等から講師・指導者として発達関係教授等や発達に関する専門者を招へいし、発達支援に関する最新情報や支援技術の提供を積極的に取り組み、療育現場等の技術向上を図ります。
- 本センターで実施する人材育成事業への参加は、参加者に対する参加に要する経費を求めず、容易に参加できる事業運営を図ります。

(3) 評価の留意点

- 本センターが実施する人材育成事業の企画において、子育て支援又は特別支援教育に関わる事業の従事者が容易に参加できるような日時当の配慮をしていることを評価します。
- 本センターが実施する人材育成事業には、開催毎に発達支援に関する最新情報の提供、各種支援の技術の紹介等のために、大学や専門機関・施設等と協議し相当の講師・指導者を招へいしていることを評価します。
- 本センターで実施する人材育成事業への参加には、参加者の事業費用の一部負担を求めずに実施していることを評価します。
- 感染症の流行状況等を鑑みて、研修開催方法としてオンラインを活用するなど効果的な開催方法も検討していることを評価します。

(7) 児童発達相談支援事業

支援センターが松阪市における唯一の公立児童発達支援専門施設として、保健、福祉、教育及び医療の各分野並びに関係機関との連携のもと、当該児童、保護者などの家族及び保育・教育関係者に対し、心身の発達に心配がある、又は障がいがある児童に関わる子育て、訓練、就園就学などについて専門的な知識・技術を必要とする相談支援を行う。			
No	項 目	評価	課題等
47	必要に応じて、専門職員（訓練担当職員、臨床心理士、看護師など）、主治医・嘱託医師及び計画相談支援事業者と連携している。		
48	相談者が安心して相談ができるような体制を構築している。（例：外国語通訳、手話通訳など）		

49	相談者が求める情報は、できる限り提供している。ただし、相談者が当該児童及びその家族以外の場合は、個人情報に関わる部分は提供していない。（当該児童及びその家族から事前に提供先の指定による提供同意が得られる場合は除く）		
50	相談の内容によって、専門機関へ引き継ぐ場合、相談者が安心できるよう専門機関へつなぐようにしている。ただし、「たらい回し」又は「迷い電話」とならないように注意している。		
51	相談支援事業を推進するに当たり、担当職員等による事案の対応を検討する場を定期的に設けている。また、事案によっては必要に応じて臨時に設けている。		
52	相談支援担当職員については、その技術的向上を図るための各種研修・研究の機会を得て積極的に参加している。		
53	就学後の者であって過去に通所利用をしていた者の場合、必要に応じて、当該の者が地域で生活するために支援する事業所又は関係機関との連携・協働をして、本人及びその家族に必要とする情報を当該事業所又は関係機関に、本人及びその家族の同意のもと、情報提供をしている。ただし、当該情報提供は、当該児童が通所利用していた期間内に関わる福祉的支援情報のみとしている。		

【評価の着眼点】

- ☐ 本センターが実施する児童発達相談支援事業は、発達に関する相談について、当該相談によって本センター内の専門職員（訓練等担当職員、臨床心理士、看護師及び保育士）、対象児童の主治医や協力医療機関の医師及び相談支援事業所担当職員との連携をしています。
- ☐ 本センターが実施する児童発達相談支援事業では、日本語が理解しにくい外国人相談者の相談支援には、外国語通訳者を介し当該相談者が安心して相談できるようにしています。
また、手話を必要とする聴覚障がい者の相談支援には、手話通訳者を介して相談支援を行うようにしています。
- ☐ 本センターでは、発達に関する相談を要する者から求められる情報提供について、できる限りの

提供を行っています。ただし、当該相談者が相談対象の児童及びその家族以外の者からの相談には、当該相談対象児童及びその家族にかかる個人情報提供していません。

- 本センターでは、発達に関する相談の内容によって専門機関へつなぐにあたり、相談者が安心して相談ができるように、適正に連携・協働をしています。
- 本センターでは、相談支援事業を推進するにあたり、定期的に相談支援事業の対応について関係職員によって検討しています。
- 本センターでは、相談支援担当職員の相談支援技術向上のために、各種研修会や研究会へ積極的に参加しています。
- 本センターでは、就学後の者で、過去に本センターに通所し療育・訓練を受けていた者の場合、本人及びその家族の同意のもと、本人が地域で生活するに支援を提供する事業所又は関係機関に対し、必要に応じて、本センターに通所していた期間の福祉的支援情報のみを提供しています。

【評価基準の考え方と評価留意点】

(1) 目的

- 本評価基準では、本センターでの児童発達相談支援事業は、相談対象児童、保護者及び保育・教育関係者等に対し、心身の発達に心配がある又は障がいのある児童の子育て、療育、訓練、就園就学などについて専門的な知識・技術を必要とする相談支援を行うことを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 本センターが実施する相談支援では、相談対象児童及びその家族等の状況によって、専門職員(訓練担当職員、臨床心理士、看護師など)、相談対象児童の主治医、協力医療機関医師及び障害児相談支援事業者との連携・協働をしています。
- 本センターが実施する相談支援では、相談者が安心して相談できるようにするために、外国人相談者の場合は外国語通訳者を介する体制で、また、手話によるコミュニケーションが必要とする聴覚障がい相談者の場合は手話通訳者を介する体制で相談支援をしています。
- 本センターが実施する相談支援では、相談者が求める情報をできる限り提供していきますが、相談者が相談対象児童及びその家族以外の者であるときは、当該児童にかかる個人情報の部分は提供しません。ただし、相談対象児童及びその家族から事前に提供先の指定による提供同意が得ている場合は提供します。
- 本センターが実施する相談支援では、相談支援内容によって、専門機関につなぐとき、相談者が安心して相談できるように、相談者の同意のもと相談内容を同機関へ伝え、円滑な支援ができるよう連携・協働をしています。
- 本センターの相談支援事業を推進するに、適正に相談支援を進めていくために、定期的に関係職員による相談支援事業の内容を検討する場を設定しています。
- 本センターの相談支援事業担当職員のスキルアップのために、各種研修会・研究会に積極的に参加しています。
- 本センターの相談支援事業において、就学後の者で、過去に本センターに通所し療育・訓練を受けていた者の場合、本人及びその家族の同意のもと、本人が地域で生活するに支援を

する事業所又は関係機関に対し、必要に応じて、本センターに通所していた期間の福祉的支援情報のみを提供しています。

(3) 評価の留意点

- 本センターの相談支援事業において、相談対象児童の状況によって、専門職員（訓練担当職員、臨床心理士、看護師など）、相談対象児童の主治医、協力医療機関医師及び障害児相談支援事業者との連携・協働のもと必要とする相談支援を進めていることを評価します。
- 本センターの相談支援事業において、日本語が理解しにくい外国人相談者の場合に外国語通訳者を介して、また、手話によるコミュニケーションが必要とする聴覚障がい相談者の場合、手話通訳者を介して、相談支援を進めていくことを評価します。
- 本センターの相談支援事業では、相談者が求める情報はできる限り提供していくことを評価します。ただし、相談者が相談対象児童又はその家族以外の者であれば、当該児童又はその家族から、事前に提供先の指定による提供の同意がある場合は除き、個人情報の部分は提供しないことも評価します。
- 本センターの相談支援事業において、相談対象児童の状況と相談内容によって、専門機関につなぐ場合に、相談者が安心して相談できるように、同機関へ相談者の同意のもと、相談の内容を事前に伝えていくこと、また、必要に応じて本センターと同機関との連携・協働をしていることを評価します。
- 本センターでは、相談支援事業を関係職員によって、定期的に検討する場を設定していることを評価します。
- 本センターでは、相談支援担当職員のスキルアップのために、各種研修会や研究会に積極的に参加することを評価します。
- 本センターでは、就学後の者で、過去に本センターに通所していた者である場合、その者が地域で生活するために支援をする事業所又は関係機関に対し、本人及びその家族の同意のもと、本センターに通所していた期間の福祉的支援情報のみ提供していることを評価します。

(8) 特別支援教育体制支援事業

就学前から卒業するまでの学校教育段階において、心身の発達に心配がある、又は障がいのある児童の自立と社会参加の実現に向けて、教育委員会との連携・協働によって、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、その可能性を最大限に伸ばすことを目指した指導と支援の充実を図っている。			
No	項 目	評価	課題等
54	支援を必要とする個々の児童について、乳幼児期から学校卒業までの一貫した長期的な支援計画を、学校（園）が中心となって、福祉、医療などの関係機関と連携し、当該児童の保護者の参画と意見を含めて「個別の教育支援計画」を策定し、その活用を指導し支援している。		

55	心身の発達に心配がある、又は障がいのある児童への支援に係る情報を、就園・就学及び進級の時に、円滑に引き継ぐために情報伝達ツールとして「パーソナルファイル」及び「サポートブック」の活用を促進している。		
56	松阪市教育支援委員会規則（平成 17 年松阪市教育委員会規則第 22 号）に基づき、心身の発達に心配がある、又は障がいのある児童の円滑な就学のため、総合的な観点により就学先を決定する教育支援委員会に対して必要とする情報提供をしている。		

【評価の着眼点】

- 本センターは、心身の発達に心配がある又は障がいのある児童に対し必要とする支援を提供するなかで、学校（園）が中心となって乳幼児期から学校卒業までの一貫した長期的な支援計画として、福祉、医療等の関係機関と当該児童の保護者の参画と意見を基に「個別の教育支援計画」を策定し、その活用の指導と支援をしています。
- 本センターは、心身の発達に心配がある又は障がいのある児童の就園・就学及び進級の時に当該児童への支援に係る情報を円滑に継承していくために、情報伝達ツールとして「パーソナルファイル」や「サポートブック」の活用を促進しています。
- 本センターは、松阪市教育支援委員会規則（平成 17 年松阪市教育委員会規則第 22 号）に基づく松阪市教育支援委員会に対し、必要とする心身の発達に関する情報の提供をしています。

【評価基準の考え方と評価留意点】

（１）目的

- 本評価基準では、本センターが就学前から卒業までの学校教育段階において、心身の発達に心配がある又は障がいのある児童の自立と社会参加の実現に向けて、個別の教育支援計画の策定への指導・助言を行い、また、情報伝達ツールとしての「パーソナルファイル」や「サポートブック」の活用促進や松阪市教育支援委員会に対する必要とする心身の発達に関する情報の提供をしていることを評価します。

（２）趣旨・解説

- 本センターで実施する特別支援教育体制支援事業として、乳幼児期から学校卒業までの一貫した長期的な支援計画として、学校（園）が中心となって、福祉や医療等関係機関との連携、当該児童の保護者の参画と意見を含めた個別の教育支援計画を策定し、その活用を指導し支援をします。
- 本センターは、心身の発達に心配がある又は障がいのある児童の就園、就学及び進級等に

において、当該児童への支援にかかる心身の発達に関する情報を円滑に継承するために、情報伝達ツールとして「パーソナルファイル」や「サポートブック」等を活用するように促進します。

- 本センターは、松阪市教育支援委員会規則に基づき、心身の発達に心配がある又は障がいのある児童の就学のために、就学先を決定する松阪市教育支援委員会に対し、必要とする当該児童の心身の発達に関する情報を提供しています。

(3) 評価の留意点

- 本センターが実施する特別支援教育体制支援事業は、乳幼児期から学校卒業までの一貫した個別の教育支援計画の策定には、福祉、医療等の関係機関との連携協働と当該児童の保護者の参画と意見を含めていることと同時にその計画の活用を指導及び支援をしていることを評価します。
- 本センターが実施する特別支援教育体制支援事業は、当該児童の心身の発達に関する情報の伝達ツールとして「パーソナルファイル」や「サポートブック」の活用を促進していることを評価します。
- 本センターで実施する特別支援教育体制支援事業は、心身の発達に心配がある又は障がいのある児童の就学先を決定する松阪市教育支援委員会に、当該児童の必要とする心身の発達に関する情報を提供していることを評価します。

(9) 児童発達地域支援事業

1. 地域デイサービス事業

松阪市内において総合支援センターから遠方の地域で、同地域内に児童発達支援事業所あるいは放課後等デイサービス事業所がなく、総合支援センターを利用しにくい児童のために、必要に応じ、当該地域内に地域デイサービス事業を実施する。			
No	項 目	評価	課題等
57	事業を実施するにあたり、その安全を確保している。また、当該地区内の保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校及び各地域振興局等と十分に協議して実施している。		

【評価の着眼点】

- 本センターから遠方に在住する心身の発達に心配がある又は障がいのある児童が、同地域内に児童発達支援事業所又は放課後等デイサービス事業所がなく、本センターに通所しにくいため、必要とする療育や訓練を受けることが困難な時に、同地域内に安全な環境を確保し、地域内の保育所、幼稚園、認定こども園あるいは小中学校等と十分に協議し、地域デイサービスとして実施していきます。

【評価基準の考え方と評価留意点】

(1) 目的

- 本評価基準では、本センターが、心身の発達に心配がある又は障がいのある児童へ療育や訓練の提供が等しく行うために、居住地域内に児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業所がないことから、必要とする療育や訓練の提供の場を確保し、安全な環境のもと、地域の関係機関等の連携や協働によって必要とする療育や訓練を提供していくことを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 本センターが実施する地域デイサービス事業は、地域内の保育所、幼稚園、認定こども園、学校及び当該地域の振興局との連携・協働によって、安全な場所を確保して、当該児童に必要とする療育や訓練を提供します。

(3) 評価の留意点

- 本センターが実施する地域デイサービス事業は、当該児童の居住地域内に居住地域内に児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業所がないことから、必要とする療育や訓練の提供の場をとして、同地域内に安全な場所を確保し、地域の関係機関等の連携や協働によって必要とする療育や訓練を提供していくことを評価します。

2. 児童発達支援地域スクール事業

長期学校休業期間中に就学期の障がい児の日中活動の場を確保するために、地域のボランティア、地域関係者などの協力を得ながら公共施設を利用して児童発達支援地域スクール事業を実施する。			
No	項 目	評価	課題等
58	地域の協力者やボランティアの確保は、総合支援センターと松阪市社会福祉協議会（松阪市ボランティアセンター）の協働によって行うものとし、必要に応じて、メディアの活用を行っている。		
59	実施に当たっては、看護師の配置を行い、医療ケアを必要とする児童への支援体制を確保している。		
60	実施に当たっては、松阪市児童発達支援地域スクール事業に関する規則（平成28年松阪市規則第20号。）によって実施している。		
61	屋外のプログラムを実施する場合は、天候、交通状況等を把握し、より安全の確保を行い、警報発表などの危機管理を十分に行っている。		

【評価の着眼点】

- 本センターは、児童発達支援地域スクール事業の実施について、地域の協力者やボランティアの協力のもとに事業推進を行うため、社会福祉法人松阪市社会福祉協議会と協働して、メディア等を通じて募集をして人的に確保していきます。
- 児童発達支援地域スクール事業の実施については、医療的ケアが必要とする就学期の障がい児童の日中活動の場の提供を行うことから、看護師を配置し、当該児童への支援体制を確保しています。
- 児童発達支援地域スクール事業の実施については、松阪市児童発達支援地域スクール事業に関する規則を定めて、事業実施の安定化を図っています
- 本センターは、児童発達支援地域スクール事業における屋外実施は、より安全確保を強化し、天候によって警報発令などの危機管理を十分に対応しています。

【評価基準の考え方と評価留意点】

(1) 目的

- 本評価基準では、児童発達支援地域スクール事業は、就学期の心身の発達に心配がある又は障がいがある児童の長期学校休業期間中の日中活動の場の提供を行うために、地域の協力者、ボランティア、特別支援教育関係者などによる地域における連携協働に行い、家族などの介護負担などの軽減を図ることを評価します。

(2) 趣旨・解説

- 児童発達支援地域スクール事業における地域の協力者やボランティアの確保は、社会福祉法人松阪市社会福祉協議会との協働であり、広報紙等メディアを活用しています。
- 児童発達支援地域スクール事業において、看護師を配置して医療的ケアが必要とする児童を受け入れる体制を整えています。
- 児童発達支援地域スクール事業を実施するにあたって、松阪市児童発達支援地域スクール事業に関する規則によって事業を推進しています。
- 屋外での実施にあたっては、天候や交通状況等を把握し、より安全な環境を確保します。また、気象警報発表などの危機管理を十分にします。

(3) 評価の留意点

- 児童発達支援地域スクール事業における地域の協力者やボランティアの確保は、社会福祉法人松阪市社会福祉協議会との協働であり、広報紙等メディアを活用して広く募集していることを評価します。
- 児童発達支援地域スクール事業において、看護師を配置して医療的ケアが必要とする児童を受け入れるための体制を整えていることを評価します。
- 児童発達支援地域スクールは、松阪市児童発達支援地域スクール事業に関する規則に従って実施していることを評価します。
- 屋外での実施においては、天候や交通状況を把握し、より安全な環境を確保し、気象警報発令などの危機管理には、安心安全の確保から十分に配慮していることを評価します。

松阪市子ども発達総合支援センター経営評価基準【財務関係】

〔１〕事業別経費調書

1. 歳入の部

【評価の着眼点】

- 利用児童の増加により児童福祉法に規定する利用者負担金及び障害児通所支援交付金の増益となっています。
- 年度当初における収益（歳入）の見込額どおり収納されています。
- 児童発達地域支援事業収入が増加していることは、地域在住の心身の発達に心配がある又は障がいのある児童の日中活動の場の提供と保護者等の介助負担の軽減がされています。

【評価基準の考え方と評価の留意点】

（１）目的

○本評価基準では、本センターが提供するサービスが、対象児童及びその保護者等が求める支援ニーズに合っていることによって、利用児童が増加するとともに収益（歳入）が増加しているかを評価します。

（２）趣旨・解説

- 「障害児通所支援等事業負担金」及び「障害児通所支援給付交付金」は、児童福祉法による受給者証を所持する対象児童及びその保護者が利用することによって、収納される負担金又は交付金です。
- 保育の質の向上を図るための厚生労働省の補助金を活用して事業の推進をしています。
- 地域在住の対象児童が地域の協力者のもとに、地域において地域スクール事業を推進することによる対象児童の日中活動の場の提供と保護者の介助負担の軽減を図ります。
- 本センターが推進する事業は不採算事業あることから、利用児童及びその保護者からの法定負担の適切な収納と他の補助金制度の活用による財源確保をしていきます。

（３）評価の留意点

○本センターが提供するサービスにおいて、財源確保を優先する収納拡大を狙うものではありません。適正なサービス提供と法定負担金の適正収納を行うことを評価するものです。未収など案件の有無及びその対応についても評価するものです

2. 歳出の部

（１）事業別経費構成比

【評価の着眼点】

- 本センターの設置目的から、推進する事業に係る経費の構成比を検討し、適正な財務運営を持続し安定を図ります。

【評価基準の考え方と評価の留意点】

①目的

○本評価基準では、本センターのサービスが持続し安定した提供をするために、事業経費の持続し安定した運営であることを評価します。

②趣旨・解説

○評価対象年度の前年度決算額と評価対象年度の決算額を比較し、事業経費の構成比の変動状況からの事業経費の適正運営をします。

○本センターの全体経費における管理関係経費（施設管理運営経費）とサービス提供関係経費（施設管理運営経費以外の経費）の大幅な偏りがないような財務的なバランスを管理していきます。

③評価の留意点

○評価対象年度の前年度決算額と評価対象年度の決算額の各年度の構成比が著しく変動しているときは、その要因を確認し経営への影響等を含めた評価をします。

（2）財源の構成比

【評価の着眼点】

□ 本センターの特定の財源は、児童福祉法等の規定による負担金や給付交付金が主なものであり、利用児童数の増加に比例し収益が増加していくことによって、適正な財務運営の維持と安定を図ります。

【評価基準の考え方と評価の留意点】

①目的

○本評価基準では、本センターのサービスが持続し安定した提供をするために、適正に法定の負担金及び給付交付金の収納を実施していることを評価します。

②趣旨・解説

○評価対象年度の前年度決算額と評価対象年度の決算額を比較し、財源収納額の構成比の変動状況から、利用児童の受け入れのより適正化を図ります。

③評価の留意点

○評価対象年度の前年度決算額と評価対象年度の決算額の各年度の構成比が著しく変動しているときは、その要因を確認し経営への影響等を含めた評価をします。

（3）事業別経費の伸び率等

【評価の着眼点】

□ 本センターの事業経費は経営計画に定める財務シーリング額内であっても、財務上の目標である「低コストによる高品質サービスの提供」の実現するための取り組み（必要とする経費への配分と経費の削減など）を行います。

【評価基準の考え方と評価の留意点】

①目的

○本評価基準では、本センターの事業経費を事業別に算出し、各事業経費の伸び率をみて、財務上の目標である「低コストによる高品質サービスの提供」の実現するための取り組み

（収益（財源）の充当、必要とする経費への配分及び経費の削減など）を評価します。

②趣旨・解説

- 評価対象年度の前年度決算額と評価対象年度の決算額の比較及び評価対象年度の予算額と決算額の比較し、各経費の伸び率を確認し、著しく変動している経費についての検証しその要因を把握します。
- 決算額の伸び率が、ほとんど変動がない状況であるとき、当該事業が安定しているかどうかの検証と当該事業への経費投入のあり方を検証が求められます。
- 予算額と決算額の伸び率は、マイナスの場合は経費節減等の抑制、予算の編成が適正であったか、プラスの場合は予算管理のあり方がどうであるかを検証しなければなりません。
- 財源充当割合は、当該事業の推進によって発生する収益が適正に収納管理されているか、過剰に一般財源に依存していないかの検証が求められます。

③評価の留意点

- 評価対象年度の前年度決算額と評価対象年度の決算額の伸び率は、当該事業の拡大又は縮小の提示し、その事業成果を検証して評価します。
- 評価対象年度の予算額と決算額の伸び率は、財務上の目標からマイナスの数値が提示されることによって、当該事業経費の抑制があることを評価します。しかし、予算編成時における過大計上の点についての検証を含めた評価が求められます。
- 財源充当割合における増減(Δ)数は、当該事業の拡大又は縮小に比例して提示することから、当該事業のあり方、特定の財源の確保のあり方及び一般財源への依存についての検証を含めた評価をします。

〔2〕経費投入効率調書

1. 利用児童状況（児童福祉法に定める事業）

【評価の着眼点】

- 本センターにおける児童福祉法に定める事業を利用する児童数の動向より、心身の発達に心配がある又は障がいがある児童に対し必要とするサービスの提供が行われています。
- 本センターの定員に対する利用率を算出し、施設の稼働状況を把握することによって、本センターの目標である途切れない支援の実現への達成状況を見ます。

【評価基準の考え方と評価の留意点】

①目的

○本評価基準では、本センターを利用する児童の動向によって、必要とするサービスの提供が充足されていることを評価します。

②趣旨・解説

○児童福祉法に定める事業別に評価対象年度の前年度利用児童実績数と評価対象年度の利用児童実績数の対比によって、必要とするサービス提供の充足状況の評価します。

○各月毎の一日当たり平均利用児童数値の動向から、本センターのサービス提供に係る経費との関係を検証し評価します。

○利用率から、施設の稼働状況を見て、必要とするサービス提供の充足状況の評価します。

③評価の留意点

○利用児童数の前年度対比及び利用率のみにて、サービス提供に要する経費の執行額の評価はできないが、施設の稼働状況を把握し、本センターの効率的稼働を検証するものです。

2. 経費投入効率

【評価の着眼点】

- 本センターにおける児童福祉法に定める事業、施設管理運営費及び児童発達地域支援事業において、各事業経費の投入が効率よく実施し、利用児童に必要とするサービスの提供が実現していることを検証します。
- 本センターにおける発達に関する相談支援において、当該児童の就園就学相談等に対する経費投入が効率よく実施し、途切れない支援の提供に資することを検証します。

【評価基準の考え方と評価の留意点】

①目的

○本評価基準では、本センターにおける各事業経費の投入が効率よく実施し、各事業の利用児童（者）に必要とするサービスの提供が実施していることを評価します。

②趣旨・解説

○各事業別経費に利用児童数等又は相談支援件数を基に、年度別に、経費科目別に1人（件）当たりの経費投入額を算出し、その動向を評価します。

○1人（件）当たりの経費投入額における年度単位での動向を確認し「財務上の目標」への

達成を検証します。

③評価の留意点

- 各事業経費における1人（件）当たりの経費投入額が前年度実績と比較し評価対象年度の実績が減額されたが良しとする評価はできない。「財務上の目標」にある「高品質のサービス提供」が求められています。

3. 経費の科目構成比

【評価の着眼点】

- 本センターの歳出の部における科目別の構成比を年度単位で比較し、人件費と人件費以外の経費の構成比の動向を確認し、次年度以降の事業展開の持続的安定化するために検証します。

【評価基準の考え方と評価の留意点】

①目的

- 本評価基準では、本センターの事業経費の実績の構成比において、年度単位の動向（構成比の差異状況）を視て、次年度以降の持続的安定化した事業展開に資するために評価します。

②趣旨・解説

- 歳出の部の科目毎に事業経費の実績の構成比を算出し、年度単位の動向（構成比の差異状況）によって、マイナス数値では、事業経費の執行額の減額あるいは前年度と同額であっても事業経費全体から据え置きによるものなど各種要因を検討します。

③評価の留意点

- 「財務上の目標」によって、構成比差異にて「マイナス数値は良し」あるいは「プラス数値に対する批判」はできません。それぞれの要因を確認し評価する必要があります。

1. 財源充当について（歳入の部）

松阪市歳入歳出予算では、子ども発達総合支援センター経費は、第3款民生費の第3項児童福祉費に計上されています。

子ども発達総合支援センター費は、利用者負担金、国庫補助金及びその他関係の雑入金を充当し、不足分については一般財源（市税など）を充当しています。

子ども発達総合支援センターが行う事業の経費への財源充当には、次のようなルールがあります。

予算科目／説明	充当先事業名
13-2-1 民生費負担金 障害児通所支援等事業負担金	児童福祉法に定める事業 ・ 児童発達支援事業 ・ 放課後等デイサービス事業 ・ 保育所等訪問支援事業
15-2-2 民生費国庫補助金 子ども。子育て支援体制整備総合推進事業費補助金	発達に関する相談支援事業
21-5-1 民生費雑入 障害児通所支援給付交付金	児童福祉法に定める事業 ・ 児童発達支援事業 ・ 放課後等デイサービス事業 ・ 保育所等訪問支援事業 ・ 障害児相談支援事業
21-5-1 民生費雑入 児童発達地域支援事業収入	児童発達地域支援事業

- ①「障害児通所支援等事業負担金」は、児童福祉法第21条の5の3の規定による利用者負担金であるため、「児童福祉法に定める事業」の経費に充当します。
- ②「子ども。子育て支援体制整備総合推進事業費補助金」は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「職員の資質向上・人材確保等研修事業実施要綱」に基づく国庫補助金であり、用途は「保育の質の向上のための研修事業」として障がい児保育にかかる巡回相談の経費に充当します。
- ③「障害児通所支援等給付交付金」は、児童福祉法第21条の5の3に規定する障害児通所給付費を、同法第56条の5の2の規定によって三重県国民健康保健団体連合会から交付される資金であるため、同法が定める事業の経費に充当します。
- ④「児童発達地域支援事業収入」は、松阪市児童発達支援地域スクール事業に関する規則に規定する利用者負担金であるため、「児童発達地域支援事業」の経費に充当します。

2. 事業別経費について（歳出の部）

松阪市歳入歳出予算に計上しています子ども発達総合支援センター費を、次のように区分します。

①児童福祉法に定める事業経費

児童福祉法第6条の2の2第2項の規定する児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービス、同条第6項に規定する保育所等訪問支援及び同条第7項に規定する障害児相談支援の事業経費

②施設管理運営経費

子ども発達総合支援センターの施設管理経費及び事務的経費等

③児童発達地域支援事業経費

児童発達地域デイサービス事業及び児童発達支援地域スクール事業に関する経費

④発達に関する相談支援経費

就園就学に関する相談事業（発達検査及び結果報告、障がい児保育加配措置審査、特別支援教育支援に係る検査及び審査など）、保育園・幼稚園・小中学校等訪問支援巡回相談事業及び人材育成事業などの経費

3. 算定方法について

（１）「伸び率」欄

①「前年度対比」＝「評価対象年度決算額」／「評価対象年度の前年度決算額」

②「予算額対比」＝「評価対象年度の前年度決算額」／「評価対象年度予算額」

（２）「増減(△)数」欄

①「前年度対比」＝「評価対象年度の前年度決算額」－「評価対象年度決算額」

②「予算額対比」＝「評価対象年度の前年度決算額」－「評価対象年度予算額」

經 營 計 画 書

資 料 編

1 松阪市子ども発達総合支援センター経営評価委員会規則

松阪市子ども発達総合支援センター経営評価委員会規則（平成 29 年松阪市規則第 20 号）

（趣旨）

第1条 この規則は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 78 条第 1 項の規定により、松阪市子ども発達総合支援センター条例（平成 28 年松阪市条例第 3 号）第 2 条に規定する事業を継続的に安定した推進と療育訓練等サービスの良質かつ適切な提供をはかるために、松阪市子ども発達総合支援センター（以下「支援センター」という。）の経営計画を策定し、同事業の評価、課題整理及び助言をするため、松阪市子ども発達総合支援センター経営評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- （1）支援センター経営計画書の策定に関すること。
- （2）支援センター運営等の評価項目の作成に関すること。
- （3）支援センター運営等の評価、課題提示及び助言に関すること。
- （4）その他、支援センター運営等の評価に必要と認められる事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員 10 人以内で組織し、委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- （1）支援センターに、通所利用している児童の保護者
- （2）障がい児者団体
- （3）地域関係者
- （4）児童福祉関係者
- （5）学識経験者
- （6）その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から 3 年とする。

2 委員に欠員が生じたときは、補欠委員を置くものとし、当該補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により決定する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことはできない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席等）

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

（委員報酬及び費用弁償）

第8条 委員の報酬及び費用弁償は、松阪市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年松阪市条例第53号）の定めるところにより支給する。

（守秘義務）

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第10条 委員会の庶務は、健康福祉部子ども発達総合支援センターにおいて処理する。

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

松阪市子ども発達総合支援センター経営評価委員会委員名簿

【任期：令和2年6月30日～令和5年6月29日（3年間）】

委員長	佐藤祐司	学校法人梅村学園中京大学経営学部（令和2年11月11日～）
副委員長	八田久子	松阪市肢体不自由児父母の会
委員	宮下真有美	松阪市子ども発達総合支援センター子育て支援ひまわりの会
委員	山口夕香	松阪市子ども発達総合支援センター子育て支援ひまわりの会
委員	後 建夫	徳和住民協議会
委員	谷口 壽	松阪市民生委員児童委員協議会連合会
委員	澄野久生	一般社団法人三重県中小企業診断協会
委員	尾崎 充	松阪市教育委員会事務局学校支援課
委員	藤武利文	松阪市教育委員会事務局生涯学習課
委員	谷中靖彦	松阪市健康福祉部こども局こども未来課
委員	今井良幸	学校法人梅村学園中京大学総合政策学部（～令和2年10月31日）

2 関係法令

[1] 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抄）

第 6 条の 2 の 2 この法律で、障害児通所支援とは、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援をいい、障害児通所支援事業とは、障害児通所支援を行う事業をいう。

2 この法律で、児童発達支援とは、障害児につき、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することをいう。

3（略）

4 この法律で、放課後等デイサービスとは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。

5（略）

6 この法律で、保育所等訪問支援とは、保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに入所する障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与することをいう。

7 この法律で、障害児相談支援とは、障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助を行うことをいい、障害児相談支援事業とは、障害児相談支援を行う事業をいう。

第 21 条の 5 の 3 市町村は、通所給付決定保護者が、第 21 条の 5 の 7 第 8 項に規定する通所給付決定の有効期間内において、都道府県知事が指定する障害児通所支援事業を行う者（以下「指定障害児通所支援事業者」という。）又は指定発達支援医療機関（以下「指定障害児通所支援事業者等」と総称する。）から障害児通所支援（以下「指定通所支援」という。）を受けたときは、当該通所給付決定保護者に対し、当該指定通所支援（同条第七項に規定する支給量の範囲内のものに限る。以下この条及び次条において同じ。）に要した費用（食事の提供に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち厚生労働省令で定める費用（以下「通所特定費用」という。）を除く。）について、障害児通所給付費を支給する。

2 障害児通所給付費の額は、一月につき、第 1 号に掲げる額から第 2 号に掲げる額を控除して得た額とする。

一 同一の月に受けた指定通所支援について、障害児通所支援の種類ごとに指定通所支援に通常要する費用（通所特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により

- 算定した費用の額（その額が現に当該指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定通所支援に要した費用の額）を合計した額
- 二 当該通所給付決定保護者の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額（当該政令で定める額が前号に掲げる額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該相当する額）

第 24 条の 26 市町村は、次の各号に掲げる者（以下この条及び次条第 1 項において「障害児相談支援対象保護者」という。）に対し、当該各号に定める場合の区分に応じ、当該各号に規定する障害児相談支援に要した費用について、障害児相談支援給付費を支給する。

- 1 第 21 条の 5 の 7 第 4 項（第 21 条の 5 の 8 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により、障害児支援利用計画案の提出を求められた第 21 条の 5 の 6 第 1 項又は第 21 条の 5 の 8 第 1 項の申請に係る障害児の保護者 市町村長が指定する障害児相談支援事業を行う者（以下「指定障害児相談支援事業者」という。）から当該指定に係る障害児支援利用援助（次項において「指定障害児支援利用援助」という。）を受けた場合であつて、当該申請に係る給付決定等を受けたとき。
- 2 通所給付決定保護者 指定障害児相談支援事業者から当該指定に係る継続障害児支援利用援助（次項において「指定継続障害児支援利用援助」という。）を受けたとき。
- 二～七 （略）

[2] 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）（抄）

（定義）

第 2 条 この法律において「社会福祉事業」とは、第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業をいう。

2 （略）

3 次に掲げる事業を第二種社会福祉事業とする。

一～一の二 （略）

二 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを経営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

二の二～一三 （略）

4 （略）

（福祉サービスの質の向上のための措置等）

第 78 条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うこと

その他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 (略)

[3] 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）（抄）

第 6 条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、40 人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第 3 号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第 4 号の調理員を置かないことができる。

一 嘱託医 1 以上

二 児童指導員及び保育士（特区法第 12 条の 5 第 5 項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）

イ 児童指導員及び保育士の総数 指定児童発達支援の単位ごとに、通じておおむね障害児の数を 4 で除して得た数以上

ロ 児童指導員 1 以上

ハ 保育士 1 以上

三 栄養士 1 以上

四 調理員 1 以上

五 児童発達支援管理責任者 1 以上

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員の数児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

3～6 (略)

（管理者）

第 7 条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

[4] 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 29 号）（抄）

（従業者）

第 3 条 指定障害児相談支援事業者は、当該指定に係る障害児相談支援事業所（法第 24 条の

28 第 1 項に規定する障害児相談支援事業所をいう。) (以下「指定障害児相談支援事業所」という。) ごとに専らその職務に従事する相談支援専門員 (指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。) を置かなければならない。ただし、指定障害児相談支援の業務に支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

- 2 前項に規定する相談支援専門員の員数の標準は、障害児相談支援対象保護者の数 (当該指定障害児相談支援事業者が、指定特定相談支援事業者 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成 24 年厚生労働省令第 28 号。以下「指定計画相談支援基準」という。) 第 1 条第 14 号に規定する指定特定相談支援事業者をいう。以下この条において同じ。) の指定を併せて受け、かつ、指定障害児相談支援の事業と指定計画相談支援 (指定計画相談支援基準第 1 条第 15 号に規定する指定計画相談支援をいう。以下この項において同じ。) の事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している指定障害児相談支援の事業における障害児相談支援対象保護者の数及び指定特定相談支援の事業における計画相談支援対象障害者等 (指定計画相談支援基準第 1 条第 13 号に規定する計画相談支援対象障害者等をいう。) の数の合計数) が 35 又はその端数を増すごとに 1 とする。

3 (略)

(管理者)

- 第 4 条 指定障害児相談支援事業者は、指定障害児相談支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定障害児相談支援事業所の管理上支障がない場合は、当該指定障害児相談支援事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

[5] 松阪市子ども発達総合支援センター条例 (平成 28 年松阪市条例第 3 号)

(設置)

- 第 1 条 松阪市は、児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。) 第 4 条第 2 項に規定する障害児及び心身の発達に心配がある満 18 歳未満の者 (以下「対象児童」という。) に対し、日々当該対象児童の家族等の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、自立に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練その他必要な支援を提供することを目的として次の施設を設置する。

名称	位置
松阪市子ども発達総合支援センター	松阪市下村町 875 番地 1

(事業等)

- 第 2 条 松阪市子ども発達総合支援センター (以下「支援センター」という。) は、次の事業を行うものとする。

- (1) 法第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援事業
- (2) 法第 6 条の 2 の 2 第 4 項に規定する放課後等デイサービス事業
- (3) 法第 6 条の 2 の 2 第 6 項に規定する保育所等訪問支援事業
- (4) 法第 6 条の 2 の 2 第 7 項に規定する障害児相談支援事業
- (5) 保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校等訪問支援巡回相談事業
- (6) 児童発達に関する相談支援事業
- (7) 児童発達に関する地域支援事業
- (8) 前各号に掲げるもののほか、前条の設置目的を達成するために必要と認められる事業
(休館日)

第 3 条 支援センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

(開館時間)

第 4 条 支援センターの開館時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(利用者の範囲)

第 5 条 支援センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する事業 市内に住所を有し、かつ、法第 21 条の 5 の 7 第 9 項の規定に基づく通所受給者証の交付に係る対象児童
- (2) 第 2 条第 4 号に規定する事業 前号に規定する対象児童の家族等
- (3) 第 2 条第 5 号から第 8 号までに規定する事業 市内に住所を有し、かつ、児童発達に関する相談支援、療育及び訓練を必要とする対象児童及びその家族等
- (4) その他 市長が特に支援センターを利用する必要があると認める者

(定員)

第 6 条 支援センターの利用定員は、規則で定める。

(利用の申請)

第 7 条 第 2 条第 1 号から第 4 号までに規定する事業を利用しようとする対象児童の家族等は、市長に支援センターの利用に係る申請を行い、その許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第 8 条 市長は、利用の許可を受けようとする者又は利用の許可を受けた者その他支援センターを利用しようとする者（以下「利用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を拒むことができる。

- (1) 第 6 条の定員を超過しているとき。
- (2) 感染症疾病があると認められるとき。
- (3) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(4) 支援センターの建物、設備、器具等を損傷するおそれがあると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(利用者負担の額)

第9条 市長は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を利用者負担の額として利用者から徴収するものとする。

(1) 第2条第1号から第3号までに規定する事業を利用者が利用した場合 法第21条の5の3第2項第2号の規定に基づき算定した額

(2) 前号に規定する事業以外の事業 零

(利用者負担の額の減免)

第10条 市長は、特別の理由により利用者が前条の利用者負担の額を納入することが著しく困難であると認めるときは、当該利用者負担の額の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。ただし、その他の法令等に特別の定めがあるときは、当該他の法令等の定めるところによるものとする。

(損害賠償)

第11条 利用者は、利用者の責めに帰すべき理由により、支援センターの建物、設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第12条 市長は、支援センターの管理運営について、指定管理者（松阪市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年松阪市条例第9号）第6条第1項の規定に基づき指定するものをいう。）に行わせることができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日条例第3号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月23日条例第56号）

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

[6] 松阪市子ども発達総合支援センター条例施行規則（平成28年松阪市規則第57号）

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、松阪市子ども発達総合支援センター条例（平成28年松阪市条例第3号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 松阪市子ども発達総合支援センター（以下「支援センター」という。）において、条例第 2 条に定める事業を実施するにあたり、適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、心身の発達に心配がある、又は障がいのある満 18 歳未満の児童及びその保護者の意思及び人格を尊重し、その立場に立った適切な事業の提供を確保することを目的とする。

（定義）

第 3 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定児童発達支援 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 2 の 2 第 2 項に規定する児童発達支援をいう。
- (2) 指定放課後等デイサービス 法第 6 条の 2 の 2 第 4 項に規定する放課後等デイサービスをいう。
- (3) 指定保育所等訪問支援 法第 6 条の 2 の 2 第 6 項に規定する保育所等訪問支援をいう。
- (4) 指定障害児相談支援 法第 6 条の 2 の 2 第 7 項に規定する障害児相談支援をいう。
- (5) 指定障害児相談支援事業者 松阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定等及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則（平成 24 年松阪市規則第 15 号）により松阪市長が指定した障害児相談支援事業者をいう。
- (6) 指定児童発達支援事業等 条例第 2 条第 1 号から第 4 号までに規定する事業
- (7) 通所給付決定保護者 法第 21 条の 5 の 5 第 1 項に規定する支給決定を受けた障がい児の保護者又は養育者をいう。
- (8) 障がい児等 心身の発達に心配がある、又は障がいのある満 18 歳未満の児童及び通所給付決定保護者をいう。

（三重県知事指定）

第 4 条 条例第 2 条第 1 号から第 3 号までに定める事業を実施するに当たり、三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年三重県条例第 19 号）によって、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス及び指定保育所等訪問支援の指定を受けるものとする。

（利用定員数）

第 5 条 条例第 6 条に規定する利用定員数は 55 人とし、指定児童発達支援事業及び指定放課後等デイサービス事業において、それぞれの定員数は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、国の通知等の範囲内にて超過することができる。

- (1) 指定児童発達支援事業 40 人
- (2) 指定放課後等デイサービス事業 15 人

第 2 章 運営の方針

（運営方針）

第6条 支援センターは、指定児童発達支援の提供に当たっては、就学前の障がい児等に対し、良好な家族関係を構築するとともに就園又は就学ができるよう、基本的な日常生活の体得、社会適応などのための療育・訓練を、また、指定放課後等デイサービスの提供に当たっては、就学期の障がい児等において、生活能力や社会適応の向上のための訓練等を行うものとする。

2 指定保育所等訪問支援の提供に当たっては、保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校等（以下「保育所等」という。）を訪問し、障がい児等に対し、障がい児等以外の児童との集団生活に適應することができるよう適切かつ効果的な支援を行うものとする。

3 指定障害児相談支援の提供に当たっては、障がい児等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、心身の状況やその置かれている環境等に応じて、障がい児及び保護者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービスが、多様なサービス事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮した支援を行うものとする。

4 指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス、指定保育所等訪問支援及び指定障害児相談支援の実施に当たっては、地域及び家族との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、他の障害児支援等に係るサービス事業者及び保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

5 児童発達に関する地域支援の実施に当たっては、地域及び家族の結びつきを重視した事業運営を行い、保育所等の地域の支援者並びに他の福祉サービス及び保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

（運営方針及び基本指針による推進）

第7条 市長は、前条の運営方針のほか、支援センターの事業運営に関する基本指針を定め、条例第2条に規定する事業を推進するものとする。

2 市長は、事業推進に当たっては、前条に定める運営方針及び前項の基本指針について、支援センターに勤務する全職員に周知するものとする。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第8条 支援センターに勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 支援センターの長（管理者） 員数は1人とし、支援センターの職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 児童発達支援管理責任者 員数は1人以上とし、児童発達支援計画、放課後等デイサービス計画及び保育所等訪問支援計画の作成の業務のほか、支援センターに対する指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス又は指定保育所等訪問支援の利用の申込みに係る調整、職員に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行う。

(3) 児童指導員及び保育士 員数は各1人以上で、指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス及び指定保育所等訪問支援に対し次のとおりとし、児童発達支援計画、放課後等デイサービス計画又は保育所等訪問支援計画に基づき障がい児等に対し適切に指導等を行う。

ア 指定児童発達支援 10人

イ 指定放課後等デイサービス 3人

ウ 指定保育所等訪問支援 1人以上

(4) その他職員 第1号から前号までの職員のほか、次の職員を置く。

ア 機能訓練担当職員 日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う。

イ 看護職員 重度心身障害のある利用児童に必要な応じて医療的ケアを行う。

ウ 相談支援担当職員 発達障害のある児童及びその家族並びに障がい児等に対し、日常生活、計画策定、福祉制度等の相談支援を行う。

エ 嘱託医 利用児童の保健衛生指導及び健康診断を行う。

オ 調理員 必要に応じて調理業務を行う。

(サービス提供時間)

第9条 条例第2条第1号から第4号までに定める事業におけるサービス提供時間は、条例第4条の規定にかかわらず、午前9時から午後5時までとする。ただし、当該サービス提供時間の終了時間については、条例第5条に定める利用者の状況及び前条に定める職員の勤務の体制によって、条例第4条に定める終了時間を延長できるものとする。

(通所給付決定保護者から受領する費用の額及びその他の費用の額)

第10条 市長は、条例第7条による申請によって指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス及び指定保育所等訪問支援を提供した際は、条例第9条の規定により通所給付決定保護者から当該指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス及び指定保育所等訪問支援に係る利用者負担の額の支払を受けるものとする。

2 市長は、法第21条の5の7第11項に定める法定代理受領を行わない指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス及び指定保育所等訪問支援を提供した際は、通所給付決定保護者から、法第21条の5の3第2項第1号によって算定した当該指定児童発達支援、指定放課後等デイサービス及び指定保育所等訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 市長は、前2項の費用の支払を受けた場合は、当該費用を支払った通所給付決定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付するものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第11条 市長は、通所給付決定に係る障がい児が同一の月に支援センターが提供する指定児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受ける場合において、当該障がい児の通所給付決定保護者から依頼があったときは、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る利用者負担額の合計額を算定しなければならない。この場合において、市長は、当該指定児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知しなければならない。

2 指定放課後等デイサービス及び指定保育所等訪問支援に係る利用者負担額等の管理については、前項を準用するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 12 条 市長は、事業の提供を行っているときに利用児童等の病状の急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに協力医療機関等への連絡を行うなどの必要な措置を講ずるものとする。

（非常災害対策）

第 13 条 市長は、事業の提供中に天災その他の災害が発生した場合、支援センターを利用する者（以下「利用者」という。）の避難等適切な措置を講ずるものとする。

2 支援センターの防災管理者は、支援センターに係る非常災害に関する具体的な計画を作成し、支援センター全職員に周知徹底を図るとともに、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとるものとする。

3 非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練は、定期的に行うものとする。

（職員の研修）

第 14 条 市長は、職員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証し、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後 12 か月以内

(2) 継続研修 年 2 回

（衛生管理）

第 15 条 市長は、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、支援センターの設備及び備品等について衛生的な管理に努めるものとする。

（重要事項の掲示）

第 16 条 市長は、支援センターの見やすい場所に、条例及び本規則の概要、勤務体制その他重要事項を掲示するものとする。

（苦情解決）

第 17 条 市長は、提供した事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 市長は、その提供した事業に関し、法第 21 条の 5 の 21 第 1 項の規定により三重県知事が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは支援センターの設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、利用者からの苦情に関して三重県知事が行う調査に協力するとともに三重県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 三重県知事からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を三重県知事に報告するものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 18 条 市長は、事業の提供に対する利用者の人権擁護又は虐待の防止等に対応するため、責任者の設置、相談窓口の設置等の苦情解決体制の整備、成年後見制度の利用支援、職員に対する研修その他必要な措置を講ずるものとする。

（その他運営についての重要事項）

第 19 条 市長は、利用者に対し適切な事業を提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておくものとする。

2 職員は、業務上知り得た利用者の秘密を第三者に漏らしてはならない。

3 市長は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

4 市長は、利用児童等に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、当該事業を提供した日から 5 年間保存するものとする。

第 3 章 手続

(申請)

第 20 条 指定児童発達支援事業等の利用を希望する児童等は、松阪市子ども発達総合支援センター利用申請書（様式第 1 号。以下「利用申請書」という。）に、次の書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、通所受給者証を新たに取得しようとしているときにあっては、この限りでない。

(1) 個人情報の取扱いに関する同意書

(2) 法に基づく通所受給者証の写し

(3) その他市長が必要と認める書類（以下「利用児童に係る情報書類」という。）

(決定等)

第 21 条 市長は、前条の申請を受けた場合は、その内容を速やかに審査し、支援センターの利用を適当と認めるときは、その利用を承認し、松阪市子ども発達総合支援センター利用承認通知書（様式第 4 号）を当該児童等に交付するものとする。

2 市長は、通所給付決定保護者との間に、松阪市子ども発達総合支援センター利用契約書（様式第 5 号又は様式第 5 号の 2）により利用に係る契約を締結するものとする。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、その利用を不承認とし、松阪市子ども発達総合支援センター利用不承認通知書（様式第 6 号）により通知するものとする。

(1) 利用定員その他の施設上の理由により、利用を認めることが困難であるとき。

(2) 利用しようとする児童等が感染症疾病その他の理由により、他の利用児童等に影響を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(3) その他市長が不適當であると認めるとき。

(個別支援計画の作成等)

第 22 条 通所給付決定保護者は、利用児童に係る松阪市子ども発達総合支援センター利用登録票（以下「登録票」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、利用児童に係る情報書類、登録票及び指定障害児相談支援事業者が作成した当該利用児童に関する支援利用計画に基づき、指定障害児相談支援事業者、当該通所給付決定保護者等の関係者による当該利用児童等に対する支援の内容を検討する会議を経た後、松阪市子ども発達総合支援センター個別支援計画（以下「個別支援計画」という。）を作成するものとする。ただし、当該利用児童に関する支援利用計画について、法第 21 条の 5 の 7 第 4 項及び第 5 項並びに児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号。以下「法施行規

則」という。)第18条の14及び第18条の15の規定によって指定障害児相談支援事業者以外の者が作成した支援利用計画についても同様のものとする。

- 3 市長は、前項の支援計画で定めた利用期間が到来するまでに当該個別支援計画を見直し、必要に応じて、次期の個別支援計画を作成するものとする。なお、当該見直しに当たっては、前項に定める会議を経なければならない。

(利用の終了等)

第23条 通所給付決定保護者は、利用児童等が支援センターの利用を終了しようとするときは、松阪市子ども発達総合支援センター利用に関する届出書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、利用児童等が次の各号のいずれかに該当するときは、利用を終了させ、又は利用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) 指導、訓練等の目的が達成されたと認められるとき。
- (2) 入院加療を必要とすると認められるとき。
- (3) 感染症疾病その他の理由により、利用することが不適当であると認められるとき。
- (4) 法の規定に基づく利用の取消決定があったとき。
- (5) その他市長が必要と認めるとき。

(その他の届出)

第24条 通所給付決定保護者は、次の各号のいずれかに該当した場合は、市長に対し、速やかに松阪市子ども発達総合支援センター利用に関する届出書を提出しなければならない。

- (1) 利用児童等が疾病等の理由により長期にわたり利用することができないとき。
- (2) 利用児童等又は通所給付決定保護者の氏名、住所等に変更が生じたとき。

第4章 利用者負担額の減免

(利用者負担額の減免)

第25条 条例第10条に規定する特別の理由は、法施行規則第18条の25に規定する特別の事情とする。

- 2 前項に該当し、利用者負担額の減免を受けようとするときは、松阪市障害児通所給付費等の給付に関する規則(平成24年松阪市規則第37号)第10条の規定を準用する。

第5章 その他

(その他)

第26条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年10月1日から施行する。

(処分、手続その他の行為の経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に、松阪市子ども発達総合支援センターの運営に関する要綱(平成24年松阪市告示第116号)により行われた松阪市子ども発達総合支援センターの通所等に関する処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(条例第6条に規定する利用定員数の経過措置)

3 条例第 6 条に規定する利用定員数について、第 2 条の規定にかかわらずこの規則の施行の日が属する年度から平成 30 年度までの間は、次のとおりとする。

(1) 施行の日が属する年度

ア 利用定員総数 40 人

イ クラス編成による事業毎の概ねの定員数

(ア) 指定児童発達支援事業 30 人

(イ) 指定放課後等デイサービス事業 10 人

(2) 平成 29 年度

ア 利用定員総数 50 人

イ クラス編成による事業毎の概ねの定員数

(ア) 指定児童発達支援事業 40 人

(イ) 指定放課後等デイサービス事業 10 人

(3) 平成 30 年度

ア 利用定員総数 55 人

イ クラス編成による事業毎の概ねの定員数

(ア) 指定児童発達支援事業 40 人

(イ) 指定放課後等デイサービス事業 15 人

附 則（平成 29 年 3 月 1 日規則第 4 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 8 月 1 日規則第 62 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 5 月 30 日規則第 2 号）

この規則は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日規則第 25 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 1 月 13 日規則第 3 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(各様式 省略)

[7] 松阪市子ども発達総合支援センター事業運営基本指針(平成 28 年松阪市告示第 269 号)

前文

松阪市子ども発達総合支援センター条例施行規則（平成 28 年松阪市規則第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により、松阪市障がい児療育施設整備事業に関する基本計画（以下「基本計画」という。）に基づいて設置する松阪市子ども発達総合支援センター（以下「総合支援センター」という。）の事業運営が円滑に推進し、総合支援センターが療育又は訓練を専門的に提供するとともに地域における中核的な支援機関としての役割を果たすために、基本指針（ガイドライン）を定める。

1 基本指針の目的

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）に定める運営に関する基準のほか、基本計画が求めている総合支援センターの役割及び児童発達支援センターとしての役割を担い、発達総合支援サービス水準の維持を図ることを目的とする。

2 総合支援センターの運営目的

総合支援センターは、心身の発達に心配がある、又は障がいがある児童が、心身の発達の程度にかかわらず、地域で早期からの一貫した支援を受けながら安心した暮らしを実現するため、保健、福祉及び教育の各分野並びに医療その他関係機関との連携のもと途切れない支援を行うことを目的とする。

3 総合支援センターが実施する事業

総合支援センターが実施する事業は次のとおりとする。

（１）児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に定める事業

- 1 児童発達支援事業
- 2 放課後等デイサービス事業
- 3 保育所等訪問支援事業
- 4 障害児相談支援事業

（２）総合支援施設自主事業

- 1 保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校等訪問支援巡回相談事業
- 2 児童発達支援人材育成事業
- 3 児童発達相談支援事業
- 4 特別支援教育体制支援事業
- 5 児童発達地域支援事業

4 各事業の基本指針（ガイドライン）

（１）全体

心身の発達に心配がある、又は障がいのある児童が円滑に安心安全に利用できるよう、必要な配慮をしなければならない。なお、衛生管理及び安全確保に関する具体的な取組について、別途指針にて定めるものとする。

1 衛生管理

館内は常に衛生的に管理をするものとする。特に通所利用児童が直接に触れる場所、設備及び各種器具等の衛生の維持管理は十分に注意をしなければならない。

2 安全確保

通所利用児童が利用する設備及び各種器具が常に安全に使用できる状態であること。

開館日において、大雨・大雪・洪水・暴風等気象警報が発表された場合は、発表時刻に応じて事業を休止するものとする。

3 計画的なサービス提供の実施

通所利用児童に対するサービス提供は、個々の対象児童の利用目的を把握し、利用期間の設定、当該児童の特性に合わせた基本的生活習慣の体得・維持・向上などを図るための個別支援計画を策定し、同計画に沿って行うものとし、必要に応じて変更するものとする。

4 サービスの質的向上と提供技術の向上

サービス提供を行う職員等において、サービスの質的向上を図るために定期的なミーティング・協議を実施するものとする。

5 緊急時の効果的対応の実現

通所利用児童に係る事故、自然災害等発生時を想定し、避難訓練を実施して、安心安全の確保を図る。

(2) 児童発達支援事業

児童福祉法による児童発達支援事業所として、就学前の児童において良好な親子関係を構築するとともに就園又は就学ができるよう、基本的な日常生活の体得及び社会適応などのための療育・訓練を提供するために、次のように行うものとする。

1 定員 1 日当たり 40 人を上限とする。

2 療育内容

ア 基本的な日常生活動作を体得するための訓練（例：機能訓練など）

イ 集団生活への適応のための訓練

ウ 家族等に対する子育て支援や情報提供

エ その他必要とする訓練の機会や情報の提供

3 対象児童

心身の発達に心配がある、又は障がいのある児童であって、児童福祉法による通所受給者証に児童発達支援に係る記載のある児童とする。

4 提供時間

原則として午前 9 時から午後 5 時までの間に実施するものとする。

5 留意事項

ア 通所形態は、基本的に親子通所とする。ただし、必要に応じて、保護者と協議し、親子分離にて療育を行うことができる。

また、通所が困難な場合は事前申込及び調整によって、総合支援センターの送迎車両を活用できるものとする。

イ 療育を実施するに当たり、個々の通所利用児童の障がい特性や課題等にあわせて、集団療育、個別（小集団）療育、各種訓練などのプログラムを組み効率良く実施するものとする。

ウ 現に保育所、幼稚園、認定こども園（以下「保育所等」という。）に通園している当該児童については、当該保育所等と連携しながら、必要とするサービス提供をするものとする。

エ 屋外での支援プログラムを実施するときは安全に実施することを優先する。

(3) 放課後等デイサービス事業

児童福祉法による放課後等デイサービス事業所として、就学期の児童・生徒において、生活能力や社会適応の向上のための訓練等を提供するために、次のように行うものとする。

1 定員 1 日当たり 15 人を上限とする。

2 療育内容

ア 生活能力の向上のために必要とする訓練

イ 社会との交流の促進

ウ 家族等に対する子育て支援や情報提供

エ その他必要とする訓練の機会や情報の提供

3 対象児童

心身の発達に心配がある、又は障がいのある児童・生徒であって、児童福祉法による通所受給者証に放課後等デイサービスに係る記載のある児童・生徒とする。

4 提供時間

原則として、午後 1 時から午後 5 時までとする。ただし、長期学校休業期間は、原則として午前 9 時から実施するものとする。

5 留意事項

ア 通所形態は、原則として自主通所とする。ただし、通所が困難な場合は事前申込及び調整によって、総合支援センターの送迎車両を活用できるものとする。

イ サービス提供を実施するに当たり、個々の通所利用児童の特性や課題等にあわせて、集団療育、個別療育、各種訓練などの支援プログラムを効率良く実施するものとする。

ウ 屋外での支援プログラムを実施するときは安全に実施することを優先する。

(4) 保育所等訪問支援事業

1 支援内容

個別の支援計画に基づき、集団生活に適応することができるよう通園する保育所等へ専門職が訪問し、集団生活の場における助言・指導を実施する。

2 対象児童

心身の発達に心配がある、又は障がいのある児童であって、児童福祉法による通所受給者証に保育所等訪問支援に係る記載のある児童とする。

3 留意事項

ア 保育所等や学校を訪問し、子どもにとって慣れ親しんだ場所で支援を行うことで保育所等関係機関との相互理解や信頼関係の構築に努める。

イ 訪問結果については、利用児児童の保護者へ報告することとし、その内容については、訪問先の保育所等、学校へも共有する。

ウ 本事業は、保護者、保育所等、相談支援事業所、他の通所支援事業所からの依頼により提供されるものとするが、サービス利用料が発生することから相談支援事業所との連携をとり、保護者の了承を確認する。

(5) 障害児相談支援事業

1 支援内容

障害児通所支援を利用するための障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとに利用状況のモニタリングを行う等継続的に関わり支援する。

2 対象児童

心身の発達に心配がある、又は障がいのある児童であって、障害児通所支援を利用する又は利用を希望する児童とする。

3 留意事項

ア 本事業は、本人又は保護者の意志及び人格を尊重し、常に利用児等の立場に立って行うものとする。

イ 利用児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービスは多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

ウ 利用児に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障がい福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

(6) 保育所・幼稚園・認定こども園・小中学校等訪問支援巡回相談事業

心身の発達に心配がある、又は障がいがある児童が、安心して地域の保育所等に通園できるよう、総合支援センター職員及び巡回相談員が、地域の保育所等及び小中学校へ出向いて、集団生活に適應するための専門的な技術支援あるいは情報提供などを行う。

1 訪問対象施設

主に、松阪市内の保育所等又は小中学校とする。ただし、必要に応じて、松阪市内高校及び放課後児童クラブも対象とする。

2 訪問職員

原則として、訪問支援担当保育士、相談支援担当職員又は巡回相談員とする。

3 留意事項

ア 訪問は、原則として保護者、保育所等、小中学校、高校及び放課後児童クラブからの派遣要請を受けて訪問するものとする。ただし、必要と認める場合はこの限りでない。

イ 訪問支援の対象児童・生徒の保護者等に対し、その目的を提示し、保護者等及び訪問先の関係者との連携・協働にて、支援業務を推進するものとする。

ウ 訪問時には、訪問支援カード等を作成するものとし、その内容は、相談者氏名・住所・連絡先、当該児童の氏名、当該児童・生徒の状況、相談支援の内容などを明記するものとする。

エ 訪問支援を推進するに当たり、事案によっては、事前に施設内で関係者による検討をするものとし、必要に応じて、相談支援担当者も同行するものとする。

なお、訪問においては、できる限り少数職員で対応するものとする。

オ 当該児童・生徒の状況によって、医療機関及び専門機関との連携をするものとする。

カ 訪問終了後、当該児童・生徒の保護者等及び訪問先の関係者などとの連携結果を、訪問支援カードに記載し、必要に応じて関係者による処遇検討等を行い、今後の対応に資するものとする。

(7) 児童発達支援人材育成事業

総合支援センターが松阪市における唯一の公立発達支援専門施設として、子育て支援又は特別支援教育に関わる事業に従事する職員等の発達支援の技術的向上と人材育成を行うものとする。

1 事業内容

ア 子育て支援又は特別支援教育に関わる事業等に従事する者の研修

イ 障がい児福祉制度研修

ウ 専門職員による事例研修

エ その他、必要とする研修

2 留意事項

ア 子育て支援又は特別支援教育に関わる事業に療育従事者が容易に参加できる機会を設定すること。

イ 研修事業を実施するに当たり、専門機関・施設からの講師・指導者の招聘を積極的に行い、療育現場の技術向上を図ること。

ウ 事例研修は必須とする。

エ 研修参加に係る費用は原則として無料であること。

オ 感染症の流行状況等を鑑みて、研修開催方法としてオンラインを活用するなど効果的な開催方法も検討する。

(8) 児童発達相談支援事業

総合支援センターが松阪市における唯一の公立児童発達支援専門施設として、保健、福祉、教育及び医療の各分野並びに関係機関との連携のもと、当該児童、保護者などの家族及び保育・教育関係者に対し、心身の発達に心配がある、又は障がいがある児童に関わる子育て、訓練、就園就学などについて専門的な知識・技術を必要とする相談支援を行うものとする。

1 対象

来館する心身の発達に心配がある又は障がいがある児童及びその家族、保育・教育関係者など

2 相談支援時間

原則として、総合支援センターの開館時間内とする。ただし、必要な場合はこの限

りでない。

3 相談支援業務

ア 新規に総合支援センターでの児童発達支援事業又は放課後等デイサービス事業に通所利用をしようとする児童の療育・訓練に係るサービス支援に関する協議を保護者及び関係者によって行うものとする。

イ 発達に係る相談を行うものとする。

ウ 専門機関との児童発達支援ネットワークを構築し、安定した支援のための専門機関との連携体制の確立を行うものとする。

ネットワーク連絡会議 年間2回程度開催

エ 保護者同士の情報交換・学習や保護者のためのサロン活動を積極的に行い、子育てや家庭などに関わる悩みの軽減又は解消につながる取組を行うものとする。

オ 障がい児保育支援委員会（総合支援センター所管事業）を設置し、それに係る相談を行うものとする。

また、当該児童への支援を検討するための観察聞き取りなどを行うものとする。

カ 教育支援委員会（教育委員会所管事業）への支援を行う。また、それに係る相談を行うものとする。

キ 障がいを事由とする手帳制度に関わる相談を含む的確な支援に係る相談を実施するため、必要に応じて当該児童の観察聞き取りを実施するものとする。

4 留意事項

ア 必要に応じて、専門職員（訓練担当職員、臨床心理士、看護師など）、主治医・嘱託医師及び計画相談支援事業者と連携するものとする。

イ 相談者が安心して相談ができるような体制を構築するものとする。（例：外国語通訳、手話通訳など）

ウ 相談者が求める情報は、できる限り提供するものとする。ただし、相談者が当該児童及びその家族以外の場合は、個人情報に関わる部分は提供しない。（当該児童及びその家族から事前に提供先の指定による提供同意が得られる場合は除く。）

エ 相談の内容によって、専門機関へ引き継ぐ場合、相談者が安心できるよう専門機関へつなぐものとする。ただし、「たらい回し」又は「迷い電話」とならない対応をしなければならない。

オ 相談支援事業を推進するに当たり、担当職員等による事案の対応を検討する場を定期的に設けなければならない。

カ 相談支援担当職員については、その技術的向上を図るための各種研修・研究の機会を得て積極的に参加するものとする。

キ 就学後の者であって過去に通所利用をしていた者の場合、必要に応じて、当該の者が地域で生活するために支援する事業所又は関係機関との連携・協働をして、本人及びその家族に必要とする情報を当該事業所又は関係機関に、本人及びその家族の同意のもと、情報提供することができる。ただし、当該情報提供は、当該児童が通所利用していた期間内に関わる福祉的支援情報のみである。

（９）特別支援教育体制支援事業

就学前から卒業するまでの学校教育段階において、心身の発達に心配がある、又は障がいのある児童・生徒の自立と社会参加の実現に向けて、教育委員会との連携・協働によって、一人ひとりの教育的ニーズを的確に把握し、その可能性を最大限に伸ばすことを目指した指導と支援の充実を図るものとする。

１ 「個別の教育支援計画」の策定並びに活用の指導及び支援

支援を必要とする個々の児童について、乳幼児期から学校卒業までの一貫した長期的な支援計画を、学校が中心となって、福祉、医療などの関係機関と連携し、当該児童の保護者の参画と意見を含めて「個別の教育支援計画」を策定し、その活用を指導し、支援するものとする。

２ 「パーソナルファイル」及び「サポートブック」の活用と促進

心身の発達に心配がある、又は障がいのある児童・生徒への支援に係る情報を円滑に引き継ぐために情報伝達ツールとしての活用を促進していく。

３ 松阪市教育支援委員会への支援

松阪市教育支援委員会規則（平成 17 年松阪市教育委員会規則第 22 号）に基づき、心身の発達に心配がある、又は障がいのある児童・生徒の円滑な就学のため、総合的な観点により就学先を決定する教育支援委員会を支援するものとする。

（１０）児童発達地域支援事業

松阪市内において総合支援センターから遠方の地域で、同地域内に児童発達支援事業所あるいは放課後等デイサービス事業所がなく、総合支援センターを利用しにくい児童のために、必要に応じ、当該地域内に地域デイサービス事業を実施していくものとする。

また、長期学校休業期間中に就学期の障がい児の日中活動の場及び地域の人たちとの交流の場を提供し、共生社会の実現を図るため、地域のボランティア、地域関係者などの協力を得ながら公共施設を利用して児童発達支援地域スクール事業を実施するものとする。

１ 地域デイサービス事業

ア 実施場所 飯南地区及び飯高地区（想定）

イ 事業運営 定期的に巡回方式にて実施

ウ 事業内容

１ １週間の内、平日 1 日に実施するものとする。

２ 保育士（指導員）及び訓練担当職員等が巡回する。

３ 事業プログラムは療育及び訓練を中心に行う。

エ 留意事項

１ 事業を実施するにあたり、その安全を確保するものとする。また、当該地区内の小中学校及び各地域振興局と十分に協議して実施すること。

２ 児童発達支援地域スクール事業

松阪市児童発達支援地域スクール事業に関する規則（平成 28 年松阪市規則第 20

号。以下「事業規則」という。)によって実施するものとする。

ア 実施方法 社会福祉法人等に委託して実施するものとする。

イ 事業実施

- 1 効果的に実施するために、事業受託者が関係者による実行委員会を設置して実施するものとする。
- 2 本事業の実施は、地域の協力者、ボランティア及び特別支援教育関係者の支援によるものとする。
- 3 事業実施においては、利用児童の安全の確保をしなければならない。
- 4 利用者負担は、事業規則に規定する金額とする。

ウ 留意事項

- 1 事業規則に基づき、実施しなければならない。
- 2 利用者負担については、事業規則に規定する金額を超える額を徴収してはならない。
- 3 地域協力者やボランティアの確保は、松阪市社会福祉協議会(松阪市ボランティアセンター)の協働によって行うものとし、必要に応じて、メディアの活用を行うものとする。
- 4 実施に当たっては、看護師の配置を行い、医療ケアを必要とする児童への支援体制を確保しなければならない。
- 5 屋外のプログラムを実施する場合は、天候、交通状況等を把握し、より安全の確保を行うものとし、実施主体は、警報発表などの危機管理を十分に行わなければならない。

5 職員体制及び業務推進

(1) 全体

基本計画に提示している基本理念をもとに、総合支援センター及び児童発達支援センターの目的を果たすために、全職員が連携・協働の体制のもと業務を推進するものとする。

(2) 各事業の推進

心身の発達に心配がある、又は障がいのある児童に対する療育・訓練を提供するに当たり、個々の特性にあわせた提供となることから、各専門職域を超えて提供する体制を構築し、効果的に事業を推進するものとする。

6 事業自己評価

総合支援センターが、基本計画が提示している事業を円滑に、かつ、効果的に実施しているか否かを確認するために、厚生労働省が定める「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」等に基づき、一定の期間を設定して、保護者に対するアンケート調査及び職員による自己評価を行い、必要と認める改善を進め、サービス提供の質的向上を図ること。

(1) サービス提供評価検討会の設置

総合支援センター内に、サービス提供評価検討会を設置し、各事業に係るサービスの提供内容及び提供体制等について、自主的に検討し評価するものとする。

(2) 主たる共通評価項目

- 1 環境・体制整備
- 2 業務改善
- 3 適切な支援の提供
- 4 関係機関や保護者との連携関係機関や保護者との連携
- 5 保護者への説明責任等
- 6 非常時等の対応

(3) 評価結果の公表

総合支援センターの事業自己評価結果については、公表するものとする。

7 基本指針（ガイドライン）の見直し

本基本指針（ガイドライン）の見直しは、3年毎に実施するものとする。

附 則

この告示は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

編集・作成

三重県松阪市下村町 875 番地 1

松阪市健康福祉部こども局

子ども発達総合支援センター

電話 0598-30-4411

FAX 0598-30-4433

